

令和 7 年 第 1 回 飯豊町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 5 日 令和 7 年 第 1 回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	横 山	清 彦	2 番	島 貫	寿 雄
3 番	遠 藤	純 雄	4 番	高 橋	勝
5 番	屋 嶋	雅 一	6 番	舟 山	政 男
7 番	松 山	和 好	8 番	遠 藤	芳 昭
9 番	高 橋	亨 一	1 0 番	菅 野	富士雄

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

◎ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	嵐 正 人	教 育 長	熊 野 昌 昭
代 表 監 査 委 員	伊 藤 毅	会 計 管 理 者 (兼) 税 務 会 計 課 長	上 田 信 幸
総 務 課 長	志 田 政 浩	企 画 課 長	鈴 木 祐 司
住 民 課 長	後 藤 智 美	健康福祉課長 (兼) 地域包括センター所長	伊 藤 満世子
介護老人保健施設 事 務 長 (兼) 国保診療所事務長	渡 部 博 一	農林振興課長 (併) 農業委員会事務局長	舘 石 修
商 工 観 光 課 長	山 口 努	地 域 整 備 課 長	渡 辺 裕 和
教 育 総 務 課 長	後 藤 美和子	社会教育課長 (併) 町民総合センター所長	竹 田 辰 秀

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	色 摩 里 香	議 事 室 主 査	井 上 由 佳
議 事 運 営 専 門 員	横 澤 吉 和		

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和7年 第1回飯豊町定例会議事日程〔第2号〕

令和7年3月5日

午前10時 開 議

日程第1 一般質問

(議長 菅野富士雄君) (午前10時00分 開議)

おはようございます。

令和7年第1回飯豊町議会定例会第2日目であります。

本日は、傍聴の方もお見えでございます。早朝から誠にご苦労さまでございます。傍聴の皆様には、どうか皆様の代表であります議員の質問、意見、提言等の内容をお聞きいただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

それでは直ちに会議を開きます。本日の会議は、あらかじめ配付しております議事日程により進めてまいります。

《 日程第 1 》

一般質問を行います。

本日の質問者は4名であります。質問者並びに答弁者は、要点を整理の上、簡潔にお願いいたします。

それでは質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

おはようございます。7番 松山和好です。

最初に、質問事項を申し上げます。

1、監査委員の職務とは。

2、食料供給困難事態対策法について。

3番、義務教育学校設立の方針は間違っていないか。

以上3つです。

それでは次に、それぞれの質問の要旨を申し上げます。

質問事項1について。

一般企業と同様に、自治体としての飯豊町にも監査委員がおられます。ある程度の規模の企業になると外部の監査役を設けたりもします。自治体の場合の監査委員の役割とは、どこまでをいうのでしょうか、改めて伺いたいします。

質問事項2について。

国では、昨年6月に、食料供給困難事態対策法という法律が制定されましたが、その内容と

問題点をお知らせください。また、私個人としては、昨年やっと適正な米価格になり、農家も一息ついたと思いますが、このような法律が、ほとんどの農家が知らないうちに論議もなく制定されてしまいました。役場にはいつ頃にこの法律に関するお知らせがあったのでしょうか。また、この法律によって飯豊町の稲作農家にはどのような影響があると予想されるのでしょうか、お答えください。

質問事項3について。

義務教育学校設立については、第1回目のトライアルは見事にこけました。原因としては、初歩的なことで、今さらどうこう言うものではありません。

さて、今度はスムーズにいくのでしょうか。町長は公約で、一旦立ち止まって再考するとおっしゃいました。我々は、学校の名称も再検討になると理解しています。

さきの「いいでの森学園」という名称は、町民、特に保護者からは総じて不人気でした。例えば、「朝日ヶ丘学園」という名称はどうでしょうか。学校が建っている場所は、最初に朝日が差す高台にあります。

また、「ぎむなじむ学校」という名称も逆に興味を引くかもしれません。ドイツなどでは、小学校5年生から高校3年生までの一貫校のことを「ギムナジウム」と言います。ヘルマンヘッセの「車輪の下」という文学作品にも登場する学校です。有名なシュバイツアーは、この学校を出ています。ギムナジウム転じて「義務なじむ」とは、これは面白い名称です。

さて、白紙からの検討と言いつつ、既に各種の配布物には「いいでの森学園」という名称が使われています。これは、ややもすると、また同じ過ちを繰り返すことになります。学校を使うのは役場関係者でも議員でもありません。生徒・児童たちです。まずは、これから学校を使う子供たちと、父兄の皆さんの声に真摯に耳を傾けることから始めることが必要だと思っていますがどうでしょうか。ご回答をお願いします。

以上、3つのことについてご返答をお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、7番 松山議員の一般質問、1点目、監査委員の職務についてお答え申し上げます。

監査委員は、地方自治法第195条第1項の規定により、必ず置かなければならない行政委員

会の一つであり、議会の同意を得た上で、地方自治体の長が任命します。行政が適法で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査をつかさどるのが監査委員となります。

監査委員制度は、地方自治体の長から独立して、その職務権限を行使するものとなり、議会、町長、またはそのほかの執行機関、あるいは外部の圧力等によって何らの干渉を受けることなく、また、特定の者や団体の特定の利益または不利益を与えることなく、常に法令及び条例等の規則に従い、自らの判断と責任において誠実かつ厳正にその職務を遂行するという基本的義務を有しております。

また、監査委員は合議制ではなく、ほかの執行機関による行政の適否を監査する任務であることから、独任制の機関として構成されています。ただし、監査結果に関する報告または意見を決定する場合は、監査委員の合議によるものとされております。

ご質問の自治体の監査委員の役割とは、監査委員制度の中で、監査委員に与えられた基本的権限については、地方自治法199条第1項に定められた町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、並びに事務執行を監査することが基本的な職務であり、役割となります。

さらに、監査委員が行うとされている監査、検査、審査その他の行為は、町の事務の管理及び執行等について、飯豊町監査基準に従い、法令に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とし、その結果に関する報告や意見、勧告を決定し、かつ、提言や指導も含めながら、町長及び議会等に報告や公表を行うこととなります。

そして、監査の種類は、地方自治法に基づき、定期的に行う監査である定期監査、決算審査、例月出納検査等、必要があると認められる場合に行う財政援助団体等監査等、そして町長や議会、住民の請求等の要求に応じて行う監査があります。これらの監査について年間監査計画の下に職務を遂行していただいております。

2点目、食料供給困難事態対策法についてお答えします。

近年、異常気象の頻発化や、国際情勢に起因した食料や肥料貿易の制限、新たな感染症の発生リスクの高まりなど、世界的に食料の生産、供給が不安定になっている状況が懸念されております。

このような状況で、食料が不足した場合には、国民生活や国民経済に大きな影響が生じることから、こうした事態を未然に防止し、または早期の解消を図るため、食料供給が不足する兆候の段階から、政府一体となって供給確保対策を講じる食料供給困難事態対策法が昨年6月に公布されました。

法律の概要は、干害、冷害その他の気象上の原因による災害、家畜の伝染性疾病の発生などにより、米穀、小麦、大豆等の特定食料の供給が大幅に減少し、またはそのおそれがある場合に、食料供給困難兆候として捉え、政府対策本部を設置し、事態の深刻度に応じ、まずは農業者や農業法人などの事業者にて特定食料の供給確保の要請を行い、事業者の自主的な取組を促すことにより、特定食料の供給確保を目指すものです。

それでもなお、特定食料の供給が大幅に減少し、またはそのおそれが高いため、食品価格の高騰、買占め等の国民生活、国民経済上の支障が発生した場合には、食料供給困難事態として、農業者や農業法人などの事業者にて、特定食料の供給確保のための計画の作成・届出を指示するものとなっております。

なお、この計画の作成・届出指示は、国として供給量を把握するために行うものであり、計画は、事業者にとってできる範囲のものでよく、必ずしも増産する内容のものである必要はありません。

法律の背景には、不測の事態が発生した場合に、政府全体での取組が必要である一方、政府の意思決定や指揮命令を行う体制や、その整備に関する仕組みは存在せず、また、既存の法制度では、食料のみならず、一般物価が高騰する場合しか対応を行うことができないことや、食糧法では、措置の対象が米に限られることなど、対象物品や対象場面が限定的、措置の内容が十分ではないといった課題があったものです。

なお、食料供給困難事態対策の実施に関する基本方針に関して、先月4日から今月5日、本日までパブリックコメントが実施されており、これから今月中の閣議決定後、4月1日に施行される予定です。

町内の稲作農家への影響は平時にはありません。食料供給困難兆候発生時以降に、食料供給確保が要請される農業者や農業法人などの範囲につきましては、今後、新たな情報等が出た段階で関係者の皆様にお知らせいたします。

3点目、義務教育学校設立の方針についてお答えします。

義務教育学校の校名については、昨年12月定例会の一般質問で答弁申し上げたとおり、町民の皆さんの中でも賛否両論があることを承知しております。「いいでの森学園」は、開校準備委員会の委員の皆さん、さらには教育委員会の委員の皆さんが熟議し、厳選して選定された結果であります。

そのことも踏まえながら、決定された校名を軽視するのではなく、子供たちをはじめ、町民の皆様に愛され、誇れる義務教育学校にふさわしい校名はどのようなものがよいのか。開校時

期と併せて検討し、早い時期に方針を示したいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

(議長 菅野富士雄君)

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

それでは最初に、監査委員の職務についてからご質問申し上げます。

まず初めに、今回のこの監査委員の職務についての質問は、今回1回だけではなくて、数回に分けて質問をさせていただきますが、今回はその最初の回ということで、さわりの部分だけで済ませようと思っています。

監査委員の職務とは、行政が適法で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを監査することである。また、町長はじめ外部の圧力などによって干渉を受けることなく、あくまで自らの判断と責任において、誠実かつ厳正に職務を遂行するという義務があるということが分かりました。

これらの事項は大変貴重で重要なものであるので、あえて復唱させてもらいました。そこで質問です。

前述のことに照らし合わせた場合、例えばの話で申し訳ございませんが、発注金額に照らし合わせた場合に、あまりにもお粗末な成果だったにもかかわらず、当初の発注金額で支払いをしたということをよしとしたり、また、それ以前にその事業の成果品が、ここで言う成果品とは、物だけではなくて、工事完成後の現場であったり、または報告書であったりするわけですが、それらを確認すらしなかったなどということは、飯豊町としてはあり得ないということでしょうか。

数千円の消耗品購入ならいざ知らず、数千万円の多額の金額の事業においては、発注担当課、担当者、さらには監査委員としても慎重に対処すべきであり、今日までそのようにやってきたと思いますが、実際のところはどうでしょうか、質問いたします。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えをいたします。

業務委託の検査等を適正に行っているかというような内容かと思いますが、業務委託も含めですが、公共工事そして物品の購入等、公共のお金を使いながら取り組む事業に関して

は、金額にはよりますけれども、それぞれ検査員が検査をして、適正な設計をクリアしているか、あとは仕様をクリアしているか等の確認をしながら検査をした上で、金額をお支払いをしております。

そこに、監査委員の検査というのはありませんけれども、検査員が検査をして適正に金額を支払う、その支払った金額に対しては、監査を受けて監査委員にも確認をしていただいているというような流れですので、結果的には監査委員のほうでもチェックをしていただいているというような認識でおるところでございますし、そういう検査をなくして金額、お金を払っているというような事実はないという認識であります。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

町役場と民間事業所とでは、全く何から何まで反対であると、私は、20年前に最初に議員になった頃から感じておりました。これは、ある意味しようがないんですけども、これは飯豊町役場には限らず、行政とか官庁は全てそうです。それは役所だからしようがないということであるんですけども、例えば役場では、お金は上から来ます。県だったり、国だったり。逆に民間事業者の場合には、皆お金は下から拾います。

例えば、野球選手であれば球場、お相撲さんであれば土俵、田んぼを作っているのであれば、田んぼの中にお金があるという認識ですね。それでお金を拾って、それで使って、余れば税金として上納するわけですけども、ただ、行政機関としては、そのお金、つまり税金から出たお金ですが、それをどうやったら使い切るか、どうやったら効果的に使えるかということを、いろいろ考えることが重要な仕事ということになります。

業務や事業を施行することに対して、議会の段階でもチェックは入りますけども、ただ予算項目の表題だけのチェックのようになるために、なかなか内容までには入っていきません。それで議会なり、町民も監査委員を信頼して、監査委員がよしとすれば、いいだろうということで、これまで信頼し切っていたわけですけども、今後ともそういうふうに信頼していいのかどうか、当然だという回答しか来ないんですけども、町長のほうから改めて宣言というか、ご回答をお願いします。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えをいたします。

独任制の機関として監査委員会、監査委員として役割を担っていただいておりますので、信頼をして業務をお願いしていると、今後もそれは変わらないという認識であります。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

ありがとうございました。

本日の監査役の職務に関しての私の一般質問は、一旦これで終了とします。次は、6月の定例議会に行きたいと思っています。

次に、食料供給困難事態対策法についてですが、法律においては、特定食料の供給が平年比で大幅に減少、または減少する場合を、食料供給困難兆候という表現をしています。またさらに、それが進んで食料価格の高騰、買占め、買い急ぎなどが発生した場合を、食料供給困難事態としていますが、注意しなければならないことは、生産量がどうのこうのという文言が入っていないわけです、法律には。供給がうまくいっているか、滞っているかというだけのことを言っているわけですね。

最近では、テレビニュースにも度々米が不足しているとかいう話も出てきます。ということであれば、既に食料供給困難兆候の段階には入っていて、ややもすると食料供給困難事態になるという状況にあると考えています。

さきのニュースでも、3月下旬には備蓄米が店頭に出るだろうというニュースが流れたにもかかわらず、それが出る前にすぐにまた次の備蓄米放出を要望している声が出ているわけです。実際の生産量に関しては、特にここ2年、3年でがたっと減ったということはないわけですが、供給はどうも滞っていると、それが実際なわけです。

実際今度、4月からこの法律が実際に施行されるわけですが、そうなった場合に、現在ある米について作る自由とか、売る自由というのはどうなるとお考えでしょうか、ご質問します。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えをいたします。

まず、現状の米の状況でございますけども、今、国のほうでは食料の困難事態だということは発しておりませんので、今の現状がどういう状況かは、ちょっとご回答はできない状態でございます。

ただいま議員よりお話があった、その作る、売るというのは、改正食糧法の絡みとか、そういう話ですかね。今回のこの法律に関しては、多分改正食糧法の関係には触れておりませんので、今回作る自由、売る自由というのは、変わるものではないと思っていますし、原則は、そのまま適用されるものだと思っております。

今回、国として緊急事態となったときに、国民の食料供給を果たすための規定を設けたいというような法律だということで、私は認識しておりますので、そのような中身で捉えているところでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

7 番 松山和好君。

(7 番議員 松山和好君)

この法律案は、昨年正式に法律になったのは6月ですけども、その前からいろいろ話が出ていまして、それで、正式には6月に制定になったわけです。特に去年のお盆の終わりから、大分あちこちでというか、いろんな政党からでもありますし、普通の国民の方々もそうですし、こんな法律、昔で言う食管法でないかというふうな話も出ているわけです。

私は、その食管法のことは全然到底年齢からいって分からないんですけども、当時はその作った農家の人でさえ、だから自分の米さえ食べられなかったと、そういう規制があったというわけです。そうは、今回は、いろんな報道とかインターネットもあるものですから、そういうふうにはならないとは思いますが、それに近い意味合いのことが、ちょっとちらっと入っているわけです。その法律の中にね。

例えば、生産者に対して計画書作成を指示し、提出しなければ20万円以下の罰金ですよ。これもちゃんと明文化されているわけですね。農家の方が何も悪いことをしないにもかかわらず、勝手に言ってきて、嫌なら金よこせみたいな、何かちょっと変な、変なように感じるんですけども、それは法律にあるものですから、それはそうなると思います。指示とは言いながら、それをやらないと金をふんだくるよということですから、半ば強制なんですね、実際には。

先ほど町長の答弁にもあったんですけども、その契約書に関しては必ずしも増産するような

計画書という意味ではないという意味合いもありましたけども、ただ、その法律を見ていくと、1回計画書を出して、それでもうまくいかなかった場合には計画書を変更しろという指示も出せるようになっているんです。1回出して、それで駄目だから、もう一回出せということは、まさか減反しろという話ではなくて、当然、増産しろという意味合いの計画書変更の指示ということですね。

当然、それも罰金ということがかかってくると思うんですけど、考えられるのは、計画書を出して、全然また計画書どおりに、結果的にならなかったじゃないか、だから罰金だとかね。ただ、その計画書の内容的にあまいから罰金だと、いろんな名目が考えられます。

ここまで法律に明文化しようということは、相当国も焦っている、実際には相当緊迫した状態ではないかなと思っていますね。

今から5年前、四、五年前に農水省の官僚の方、2人、3人で、山形県でも2回来たんですよ。米沢と鶴岡だったかな。それは、とにかくそれが来たのは、増産の話で、直接増産の話ではなくて、何とか農家の所得を上げないと、米づくりをする人が減るからということで、何とか農家の所得を上げるようなことをしなさいということで来たわけです。

その方法の一つが、要するに田んぼの中にソーラーパネルを設置して電気を起こして、その電気の収入を農家に取ってもらおうと、そういう話を持ってきたんですよ。山形県には2回来ました。

その1回に私は行ったんですけども、ちょうど雨降った日で、鶴岡まで行ったんですけども、それくらい国も本当に焦っている状態なんですよ。ただ、そのかいもなく、全然だんだんと収量も減ってきているもんですから、それでいよいよ現在の状況になってきているんだなと思います。

我々一般国民とか、地方自治体は法律に従うしかありませんが、実情に合わない法律の施行に対しては、自治体の連携、もしくは国民同士の連携で異議申立てというんではないわけですけども、これはこうしたらどうですかみたいな、そういうことを逆に政府に提案すべきだと思うんですね。

そういう意味もあって、今現在、国ではパブリックコメントを取っているわけですし、それに対して今現在、自治体のほうから何か提案があったとか、国民から何か声があったという話も全然聞こえてきませんが、自治体とか、県を含めて自治体ですけども、そういう。

(議長 菅野富士雄君)

まとめてください。

(7番議員 松山和好君)

すみません、そういう段階で、なんか国のほうに異議申立てではないですけども、意見を申したということは現在あるんですか、ないでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの松山議員のご質問、再質問にお答えをいたします。

町として異議申立てをしているというような事実はございません。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

それはそれですけども、実際、この法律が施行されることによって、ないことはないと思うんですね。米が買えなくなるという状態も出てくるわけですよ。実際去年、そういう状況になっているわけですし、実際、現在、飯豊町の中で自分の家で米を作っていない家庭、そのうちのどれくらいが町内の農家から直接米を買っているものか、もしはっきりした資料がなければ、大体でいいですけども、お答えをお願いします。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの町内の農家さんからの米の買取り率というか、その件に関しては、農林振興課長の館石のほうから答弁いたします。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

松山議員のご質問にお答えしたいと思います。

今現在、数値を持っておりませんが、後ほど数値についてはご提示をさせていただきたいと思いますが、この法律に関してです。先ほど町長から答弁いただいたとおりなんですが、この法律に関しましては、有事の際に国が国内の食料の供給量を調査すると。供給量が需要量に満たない場合に、適切な措置を取るために施行される法律ということで認識をしております。

生産の要請ですとか、あと計画書の届出については、やっぱりあくまで有事の際の措置でありますので、国は国民を守る責務がございますので、そういった調査は当然なのかなと認識しております。

また、罰金についても法律に記載されているということで、こちらにつきましても、有事の際に国がする調査でありますので、その際に協力をいただけない場合は、当然罰金を頂くよということで、それについては強制力とか、あとは抑止力を働かせたものだなと認識をしているところです。

国のホームページ、農水省のホームページを見てみますと、令和5年度の食料自給率、カロリーベースで38%ということになっています。単純に100から38引きますと62、既にもう足りていない状況なわけで、これについては、輸入に頼っている状況ということであります。

こういった状況の中で、仮に有事が起きてしまったという状況になった場合に、62%を確保する必要がある、国としての責務としてあるわけですので、こういった状況を把握するためにも、当然こういった法律を施行しながら調査をして、適切な処理を、措置を取るんだというような国の姿勢だということで認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

38%というのは、もちろん米に限ったことではなくて全体のあれですけども、全体的に38%ですけども、ただ実際に農作物の種自体が、みんな外国、ほとんど外国製のものですから、その種のことも考えると、実際の自給率は8%しかないんだという話も出ています。

それはそれでいいですけども、農業政策というのは非常に奇妙なものなんでして、工業製品であれば、同業他社を打ち負かすために、赤字までやって製品を作って、売って悪いということが法律で禁止されています。俗に言うダンピングは悪いですよということになっているわけですね。しかも、国内だけじゃなくて、世界、海外にそれをダンピングまでしてつくったものを出して悪いということになっているわけです。

しかし、田んぼ、水稻に関しては政府が自らダンピングを取り締まるところか、農家に対して赤字を出してまで米を作れということで、指導しているようにも見えます。実際そういうふうに指導、正式に指導ということはないんですけども、自然とそうなるように現在もなっているわけです。また、それを当然として受け入れている農家のほうにも不思議な感じを受けます。

中には、自分で作って自分で販売している農家もあります。大概そういう農家が、逆にちゃんと商売として成り立っているみたいな皮肉な結果はあるんですけども、その場合には、有形無形の嫌がらせに遭ってきたということも耳にしています。

これから迎えるであろう国家をあげての米騒動は試練なのかチャンスなのか、これは3年くらいたたないと分かりませんが、町としてこれから特に水稻に関してですけども、これまでどおり農協主体の施策を進めていくのか、もしくは個人で作って販売している農家を育てようとして、そっちに力を入れていくのか、どのようにお考えでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えをいたします。

今後の米の流通という部分だとは思いますが、それぞれやはり経営者さんの考えもありますので、そこは町として臨機応変にご相談に乗りながら、個人流通なのか農協さんを使うのかということで、町としてそこを、どっちを使ってくださいというな促すようなものでもないと思いますので、そこは個人の生産者の方のご意見を尊重しながら、町としては、できる支援をしていきたいと考えております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

農協の場合ですけど、ちゃんとした販路を持っていって買ってもらったということがあっても、卸してできなかったなんていうことはないわけですけども、個人の場合ですと、なかなかこれ大変なわけですね。

例えば先月まである外食産業に玄米を持って行って買ってもらったということがあっても、店長が代わったりすると、全部もう契約はなかったことになってことはよくある話です。

そういう危険な部分を何とか町のほうで、一時的に受けてショックを和らげるような、そういう制度もつくってもらいたいし、あと、昨日の一般質問に出てきたんですけども、結局、飯豊町というブランドを町外、県外、とにかく飯豊町という名前を知らしめないと、なかなか物の売行きが悪いと、そういうこともあるもんですから、私の前の一般質問にもあったんですけども、観光というのは、観光事業そのものじゃなくて、飯豊町の全てに影響するよということ

で、今後とも、飯豊町の名前を高めるために様々な事業を行ってもらいたいと思っています。

以上が食料供給困難事態対策法に関する一般質問ですが、3番目に。

(議長 菅野富士雄君)

ちょっと答弁をいただきます。

それでは、町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えをいたします。

まず、その個人売りの方の販路の中で、大変な事態になったときの支援ということで、今そういう要望もあるのかなんていうことを初めてちょっと認識したもんですから、そういう部分を含めて、これから検討していくというか、農家さんのお話をまずは聞かなければいけないなと感じました。

それから、町のブランディングというか、昨日の一般質問のほうでもありましたけれども、やはり飯が豊かな町ですので、そこを売り出しながら、農家さんと共に、米ならば米を売っていけるような支援を、町としての支援をこれからも継続していきたいなと思ったところでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

ありがとうございました。

3番目の義務教育学校についての質問をいたします。

さきの質問の要旨のところでも私は申し上げましたが、現在出回っている義務教育学校に関する各種書面には、「いいでの森学園」という名称が、あたかも決定された名称のように書かれています。

しかし、実際には、さきの議会において決定したとおり、これまでの全ての計画案は、一旦白紙に戻して、新たに計画することになったはずです。

(議長 菅野富士雄君)

認識してください。

(7番議員 松山和好君)

分かりました。また、私もさきの全協において、再三再四、教育総務課に対して、義務教育

学校立ち上げについては、別の機関、例えば県とか、国とか、そちらと話し合い等をする必要があるのかどうかということにお聞きしたんですけども、これについては義務教育学校については、全て町で采配できるんだという返答でした。これは間違いないですか。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えをいたします。

国や県への報告等はございますけれども、町としての意見で、学校に関しては設置ができるというような認識でおりますので、特段そちらのほうの意見に左右されるということはないと思っております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

開校する期日も変わりましたし、それまでの日程とか、工事内容とかも全部、今やっている段階だと思います。その中で名称だけがそのまま残っているような感じがします。さきの全協でも、「いいでの森学園」ではなくて、「(仮称) いいでの森学園」ではどうですかという話も出したわけですけども、「(仮称) いいでの森学園」とすることに何か抵抗があって、現在でもその(仮称)をなしに「いいでの森学園」という名称で走っているのかをお聞きします。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えをいたします。

「いいでの森学園」の名称についてでございますけれども、再三いろいろな場所でご説明をさせていただいておりますけれども、開校準備委員会の部会の中でも揉みながら、そして総合教育会議、そしてこの議会の議決を経て条例に載っている名前でございますので、(仮称)というのは付けられないというか、もう「いいでの森学園」ということで、義務教育学校の名前が決まっておりますので、この名前で今はいろいろな発行物、あとは広報等には名前が載ると、載っているというようなことで認識していただければと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

松山議員、議決のときあなたもいたはずですけども、そこだけはどうしたんですかという、私もちょっと疑問に思いましたので、ちょっと言わせていただきました。そこらを頭さ入れて質問をお願いいたします。

7 番 松山和好君。

(7 番議員 松山和好君)

条例というのは、人間がつくるものであって、そして人間がつくったものに、逆に人間が縛られて、その次の行動が窮屈になる、そのようなことがあってはならないわけですね。条例が実際に合わないものか、合うのか、それを再度検討する必要があるのではないのでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

松山議員の再質問にお答えをいたします。

この場で条例のお話というのは、議論する場ではないかなと思っておりますけれども、まずは、私が申し上げていますのは、まず「いいでの森学園」の名称も含めながら、開校の猶予をいただいたわけでございますので、まずはしっかりと議論をしながら、開校時期、名称について検討していくということで、これから進めていきたいと思っているところでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

条例に合うのかという点も、条例は条例で、私たちの議会の活動の基本方針になっていますので、そこいらも頭に入れて、それは自分の考えはいいでしょうけども、的確に質問の中で使ってください。

7 番 松山和好君。

(7 番議員 松山和好君)

その名称が、場合によっては変更する、検討する、そういう機会が今後あるのかどうか、どうでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えをいたします。

やはり今の「いいでの森学園」の名称については、再三申し上げておりましたとおり、この議会の場で議決をいただいて決定している名前でございますので、答弁にも書かせていただきましたけれども、やはり軽視はできないと認識をしております。

ただ、いろいろな声がある中で、今後もう一度検討の場というのも必要ではないかなと私は思っておりますので、その名称の変更も含めながら、開校に向けて進んでいきたいと考えているところです。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

先ほども申し上げましたけども、決まりというのは、人間が人間の都合に合わせてつくったものです。ですから、たとえ法律、国の法律であっても、その時代、その時代で変わってきます。それが法律というものであって、根本的に、自然科学とか、数学とは違うわけです。自分がつくったものに、自分が縛られて、にっちもさっちもいなくなる。これほど愚かなものはないと思います。

じゃ、最後に一番重要なことを申し上げたいと思いますけども、今、義務教育学校設立に関しては、今の中学校を増築する、増改築するという前提で進んでいるわけです。でも、ずっと人口減少を続ける我が町のことを考えれば、僅かな生徒数オーバーのために、6億円だったかな、そういう多額の工事費をかけて増築する必要があるのかどうかと私は考えます。

ほんの数年間我慢すれば、逆に教室が空いてくることも出てくるわけです。内部の改築によって一時的にしのぐ、それも一つの考え方だと思うんです。実際、私が前に住んでいた山形市では、すぐ近くに南沼原小学校というものがありませんでした。生徒数は、たしか1,500人くらいだったと思うんですけども、そのまんまどんどんその後も人口、生徒数が増えてくるわけですね。よく市役所に行くと、市役所の方は冗談で、松山さんがあちこちに団地を造るので、山形市の人口スキームが狂ったなんて言われますけども、私は即座に、子作りするにも許可が必要なのかと言って、毎晩市長に電話しますよなんて冗談で返したんですけども、その学校は結局増築するにしても場所がないというか、思い切って2つに分けようかみたいな、いろんな話があって、数年間の間、大きなプレハブの学校を造ってしのいだことがあります。その後、全部、それを壊してちゃんと、でかい学校、分けないでそのまま現在も建っていますけども、そういうことも実際に行われているわけです。

当然、冷暖房完備のちゃんとしたプレハブですけども、それを考えれば、我が町は決してお金が余っているわけではございません。まして、子供、人口がどんどん減ってきます。それを考えると、次の世代を担う子供たちに借金を残していいのか、造らなくてもいい、工夫すれば何とか造らなくてもいい。借金を残していいのかという考えも当然出るわけです。

そういうこともありまして、今の中学校を増改築した場合と、あと、ちょっと不便さは伴いますけども、立派なプレハブで一時しのぎをしたほうがいいのか。それらも含めて、今度新たに造ろうとする義務教育学校の校舎を考えるべきだと思いますけども、どうでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、人口が減る中で、そして財政が厳しい中で、増築ありきでどうなのだという話だと思います。プレハブとかでの対応なんかもあるんじゃないかということだと思いますけれども、まずは令和8年4月に一部統合というところで、極小規模学校、複式学級の解消を行って、まずは一部統合した段階で、その後、義務教育学校という方向に向かっていくということで皆様にご説明をしております。

今、議員おっしゃるとおり、6億円とかいう金額も出ましたけれども、それは、当初の義務教育学校を増築しての話だったわけですけども、やはり人が減る中で、これから年数を重ねれば規模も変わってくると思いますので、その辺も検討しながら、財政面をまずは何とかクリアして、そして財政だけではないということで、前にもお話いただきましたけれども、やはり今おっしゃるとおり、将来に借金を残すということも極力防いでいかなければいけないと思っておりますので、それに見合った学校を、増築なのか、改築なのか、内部の改装なのかですけども、それに見合った学校で始められるように進めていきたいと思っております。今の設計がそのままいくと私も思っておりませんし、本当に必要な部分だけで、増築、改築で開校を迎えたいと思っているところでございます。

やはり学校と言っていますけれども、やはりその中には学童保育ですとか、あとは特別支援学級とか、いろいろ必要なものがありますので、本当に今の校舎が、ただ人が減って空いたから、それでじゃそのまま使えるかというのは、また違う話だと思いますので、本当に必要なもので、あそこの1か所で飯豊町の教育というところが全て完結できるようなコンパクトな、そして、地域に根差した学校にしていきたいと思っておりますので、しっかりと議論を重ねながら、

校舎の建築、改築については臨んでいきたいと思っております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

終わると言ったんですが。最後の質問と言ったもんだから。

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

最後の質問だと思ったんですけども、ちょっと回答をお聞きして、また考えが変わったものですから。

プレハブというのは、最初から壊すことを考えているものですから、造るのも簡単ですけども、一番の利点は、壊すのが簡単だと。しかも、壊したものはもう一回使えと。非常に環境にもエコなわけです。今造ろうとしている鉄筋コンクリートは、造るのはあれなんですけど、壊すのは大変なわけですね。鉄筋コンクリートを壊して、それを鉄筋とコンクリート部分に分別する必要があるものですから、大変な額がかかると。

それを考えた場合、当然もう恐らく、議会で考えるのか、町民の皆様にご相談をかけて、そのアンケートを取ったりもするのか分かりませんが、そのときに建てるだけじゃなくて、壊すときの費用も含めて、どちらがいいですかと。多少お金がかかってもとにかく、いい環境で勉強してもらいたいのか、自分たちの将来のことを考えて少し我慢しろというのか、その辺も含めて正確な数字で児童生徒、保護者、その他一般の町民の方のご意見を酌み上げて、あまり反対の声が出ないように進めてもらいたいなと思っていますけども、これからどういう学校を造るというのは、あまり一般の方には、まだその情報が浸透していないわけですね。その都度、その都度どこにどういうものを造りたいというか、そういう情報を回覧でも何でもいいんですけども、町民の方にお知らせすべきだと思うんですけども、その辺の広告とか、通知なんかはどのように考えていますか。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えをいたします。

建設前から解体費用も含めたアンケートなんていうのは、なかなか難しいと思いますし、町民の方も、建てる前から解体かなんてということで、またそれは変な話になると思いますけれども、貴重なご意見として解体費用も考えた、要は将来を見据えた建設をしてくれという話

だと思いますので、そこはご意見として賜りたいと思います。

そして、どんな学校が建っていくのかというのは、今準備委員会をして、準備委員会だよりなんかをして、会議の様子はお話をしておりますけれども、例えば学校の見取図とか、そういうのはまだこれからの状況でありますし、それはもちろん出していく必要があると思っていますので、そういう時期が来たときには出しながら、そしてそれにご意見をいただきながら、より町民の方が愛着を持って使っていただけるような、子供たちの意見も取り入れた学校にしていきたいななんていうふうには思っておりますので、貴重なご意見ありがとうございました。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

すみませんけども、この前の議会で研修に行ってきたわけですね。それはやっぱり今回みたいな学校統合によって空いた校舎をどのようにして使っているかというところで、長野県のほうにも行ってきたわけですけども、こちらで行く前のパンフレット等を見ますと、なかなか立派にやっているなあ思ってたんですけども、行ってみたら大したことないわけです。というのは、思ったより人が集まっていないんですね。

恐らくこちらで空き校舎が出て恐らくああいうふうになっちゃうのかなと思っています。ましてや、こちらは長野県から見ると東京からずっと遠いものですから、ましてやその傾向が強いと思います。

新しく造る学校の検討もそうですけども、それと同時に、空いてくる学校、それをどうするのか、それも一緒に地元だけじゃなくて、町内だけじゃなくて、町外の方々にもお知らせして、将来的にはこの学校を使えるようになりますよとか、そういうものを前もって広く公募しておいたほうが、より良い使い道が考えられるとは思っていますので、そちらも同時にご検討をお願いします。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

松山議員の再質問にお答えをいたします。

空き校舎が出てくるということで、昨日も少しお話をさせていただきましたけれども、公共施設の利活用の委員会も立ち上げながら検討しておりますし、やはり民間の方に利用していた

だいて、画期的な施設に転換していくなんていうこともあると思います。そして、今、議員おっしゃるとおり、今、長野県の話が出ましたけれども、いろいろな学校活用の事例とか、あとは空いた公共施設の活用事例とかあると思いますので、その辺も見ながら、やはり実際に見たいなと私も思いますので、そういう場所に行ってみたいなと思いますし、もし議員のほうでこんなところはなるほどなということをしているなんていうところがあれば、ぜひ情報をいただければと思いますので、空いたところも有効的に利活用していくような方針で、進めていきたい思いは変わりませんので、よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

あと2分しかないんで。

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

いろいろ今日は3つのことについてご質問させていただきました。大変ためになったし、次の質問の案もちょっとひらめいてきたところです。本日はどうもありがとうございました。

(議長 菅野富士雄君)

以上で7番 松山和好君の一般質問は終わりました。

次に、8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

おはようございます。8番 遠藤芳昭でございます。

嵐町長におかれましては、就任以来約4か月经過をしましたけれども、今冬の記録的な寒波による豪雪対応、それから新年度の予算編成作業に連日陣頭指揮を取られておりまして、大変な仕事をこなされておられまして、感謝を申し上げます。ご苦労さまでございます。

それでは、私のほうから2点ほど一般質問させていただきます。

高齢者世帯の除雪の支援について、それから海外インバウンド誘致の推進について、この2点質問させていただきたいと思います。

1点目は、高齢者世帯の除雪の支援についてでありますけれども、今冬は記録的な豪雪に見舞われております。原因は、地球温暖化で日本海の海面温度が下がらず水蒸気となり、日本海側に大雪をもたらしているものでありまして、全国的にも交通機関は乱れ、大混乱を引き起こした災害になっております。

町内におきまして、これまでにない豪雪であり、2月11日の段階でありましたけれども、椿で170センチ、手ノ子で233センチ、中津川で390センチと、近年経験したことのない積雪と

なっております。雪が原因での死亡事故も起きておりまして、痛ましい事故が起きました。

このような状況の中で、最も不安を抱いているのは高齢者ではないかと思われます。高齢者の多くは、雪処理することも困難で、その不安は言い表せないほどのものがありますので、政策や施策において、少しでもその不安を取り除く必要があると思います。

そこで、高齢者世帯の除雪に対する町の現状についてお聞きをしたいと思います。

町の現在の高齢者世帯の除雪状況、除雪の支援の状況と、例えば高齢者から緊急の除雪支援の要請があった場合、どのように対応をしておられるのか、お聞きをいたします。

2つ目は、経済的な支援について伺います。

連日大雪に見舞われ、高齢者は外に出るのも大変というような状況ではありますが、毎朝道路までの除雪や屋根に積もった雪や、屋根から落ちてくる雪の処理も経済的にはもちろんのこと、心身にも大きな負担がかかっております。

経済的負担についてであります。今冬の町の除雪作業委託料が、補正予算を含めると2月14日現在の段階ですが2億5,300万円もの金額になります。それに比較して民生費、社会福祉費に措置されている除雪委託料や老人世帯除雪支給費等の除雪支援事業費は、僅かその3.6%、923万円でございます。

町道総延長が150キロに及ぶ道路除雪と高齢者等の福祉除雪では、直接的に比較はすることができませんが、雪下ろしや雪片づけ等の除雪支援の働き手となる建設業の関係も人手不足であり、道路除雪の僅か3.6%の予算しかない福祉業務に手が回らないという実情があることも理解ができます。

このため、それらの課題に、誰が、どう取り組むのかというようなことであります。今後、地域づくりの担い手である若者層が減少することが危惧される中においても、75歳以上の高齢者の割合が増加し、除雪困難者がさらに増えてくることが予想されます。

嵐町長は、飯豊町の未来は選択と集中として、暮らし満足度ナンバーワンのまちづくりを目指し、5つの項目のうち、住み続けたいまちナンバーワンのトップに、徹底した雪対策、道路除雪と高齢者等世帯支援を公約に掲げておられます。

豪雪地である飯豊町の冬の暮らしを、もっと快適なものにしていきたいとしたこの政策を掲げていることと思いますが、今後ますます需要が高まるであろう高齢者世帯の除雪支援をどのように対応していくのか、そのお考えをお聞きしたいと思います。

2つ目は、海外インバウンド誘致の推進についてでございます。

本年度も台湾を中心に海外から旅行者が本町を訪れております。去年は、少雪で受入れ地を

中津川白川ダム湖岸公園に移して実施し、6,400人が本町を訪れたと報告を受けました。町の観光協会によりますと、今冬は1万人を超える予約があるとのことでありまして、1月10日から例年の受入れ地である萩生のどんでん平ゆり園スノーパークにて、雪体験イベントが実施をされております。

国土交通省のインバウンド（訪日客）の観光に関する資料によりますと、令和5年の訪日外国人旅行者は3,687万人で1.4兆円の経済効果があり、コロナ禍以前にはほぼ戻ってきていると発表されています。

山形県では、過去最多の40万人を超え、その多くは雪やスキーを目的とした冬季の受入れで、その半数に近い47.8%、19万2,000人が台湾からの旅行者となっております。現在、県内におけるインバウンドの訪問先や宿泊地は、蔵王エリアや銀山温泉に集中しておりますが、オーバーツーリズムが発生しているようでございまして、様々な規制や制限をしている状況も見受けられますが、全県に波及をしているわけではございません。

本町においては、町観光協会を中心にインバウンドの受入れを始めて17年が経過をしております。特に、これまでは台湾からの誘客に力を入れてきておりまして、その誘客を確実なものにするために、観光協会では旅行会社へのPR、現場管理、予約管理、戦略的SNSマーケティング、安定したサービス提供のための受入れ体制整備などを行ってきたと伺っております。

また、当町のインバウンド対応としては、スノーモービル試乗や、バナナボート、そり滑りなどの雪国での遊びを満喫していただき、町内の施設で食事や買物をしていただいた後に、ほかの観光地や宿泊地に向かうという行程が多いということでもあります。

町の観光振興や商工業発展には、将来ともインバウンド受入れを継続拡大していきたいとする方が多くおられる一方、継続発展のためには、町の観光振興による支援がなければ、取組が困難という報告もありましたので、その課題について紹介いたします。

1つは、現在、観光協会が自主財源を捻出しながら、事業融資借入れ等を駆使しながら、インバウンド事業を継続しているという実情をお聞きしました。インバウンドに特化した支援策が望まれているところであります。

2点目、本町においては滞在時間が少なく、宿泊にも対応できないために、大幅な経済効果が見込めない状況にありまして、事業継続のためには、宿泊対応や通年型インバウンドを視野に入れた体制整備を図る必要があるということでございます。

3点目は、今後の台湾インバウンドの戦略のためには、大手宿のオンライントラベルといたしますか、宿のオンラインでの予約、そういったものだと思いますが、その効果的な活用と、そ

れから商品メニューの開発、台湾旅行会社との連携したミニツアーの造成、台湾市場に向けた特産品マーケティング戦略の強化、個人旅行需要への取組を今後図っていく必要があるということでもあります。

4点目は、このために多くのタスクを効果的に処理するためのインバウンド専門員の確保が必要であるということで、最後に締められております。

この4点が、今現在観光協会が抱えている、あるいは将来増えるであろうインバウンド客に対しての町への要請事項も含まれると思いますが、町としてのインバウンド観光に対するこの考え方、今後の取組について町長の考えをお聞きしたいと思います。

以上、私、2点質問させていただきます。よろしくお願いします。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

8番 遠藤議員の一般質問、1点目、高齢者世帯の除雪支援についてお答え申し上げます。

先月上旬の今シーズン最強・最長寒波の影響により積雪が急増したことから、町では先月6日に飯豊町降雪対策本部を設置して、独り暮らし等の高齢者宅訪問や大雪に対する注意喚起のチラシ発行などの対応を行っております。近年、暖冬傾向が続いたこともあり、住民の皆様は除排雪に苦慮されていることと認識しております。

最初に、町が実施している3つの直接的な除雪支援を説明申し上げます。

1つ目の高齢者等の緊急除雪支援は、健康福祉課が窓口となって除雪ヘルパー派遣事業を紹介しており、先月28日現在43件の依頼を受け、屋根雪や家周りの除雪を行っております。この事業は、非課税世帯、または均等割のみ課税世帯のうち、65歳以上の高齢者のみ世帯または障がい者世帯を対象として、除雪費用の3分の2、または5万円を上限に回数無制限で助成しております。

飯豊町除雪共同企業体などと委託契約を結んで、除雪作業に従事していただいております。今シーズンは短期間で大量の降雪となり、依頼が集中したため、申込みから実施の作業まで数日を要したケースがありましたが、状況をご理解いただきながら実施しております。

なお、依頼された方の中には、除雪費用の自己負担の支払いが困難な方もおられましたので、代わりに有償ボランティアを紹介したケースもありました。

2つ目の経済的な支援は、除雪等に要した経費の一部助成を行っており、1世帯当たり、中津川地区は2万円、手ノ子、高峰、小白川地区の一部は1万5,000円、それ以外の地区は1万

円を支援しております。対象者は除雪ヘルパー派遣事業と同様であり、今年度は407世帯に対し、約460万円を助成しております。

3つ目は、宅道除雪であり、玄関から道路までの距離が長く、65歳以上の高齢者のみの世帯及び障がい者世帯で除雪が困難な60世帯ほどが対象となっております。飯豊町地域支え合い除雪隊8団体と委託契約を締結して、降雪時の朝の除雪作業を担っていただいております。

また、現在実施している間接的な除雪支援を説明いたします。

飯豊町地域安全克雪方針において、安全対策、組織強化と連携、担い手確保と育成、意識啓発と周知の4つを将来構想として掲げており、組織強化と連携の取組の成果として、共助組織による有償ボランティア団体が、NPO組織1団体、そして手ノ子、中津川及び松原の3地区で設立されております。

今シーズンは大雪にもかかわらず、この3地区からの除雪依頼が少ないことは、有償ボランティアが地域でしっかりと機能している表れであると分析しているところであり、共助力の大切さを痛感しております。現在も新たに2地区から有償ボランティアの設立に関する相談を受けており、1団体でも多くの有償ボランティアが立ち上がり、高齢者支援の輪が広がることを期待しているところです。

また、地域安全克雪方針に基づく事業推進のため、飯豊町除雪体制づくりプロジェクト会議を立ち上げ、歩行型除雪機貸出し事業を試行的に実施しております。先月28日現在5名の方に利用していただいております、延べ20日間の貸出し実績となっております。これは、社会福祉協議会とタイアップしたことにより、より高齢者目線の課題や支援にフォーカスをしていくことが可能となりました。今後も、プロジェクト会議での検討や協議を重ね、10年後の将来構想の実現に向けて取組を強化してまいります。

2点目、海外インバウンド誘致の推進についてお答え申し上げます。

観光庁が1月15日に発表した2024年訪日外国人消費動向調査によると、外国人旅行消費額総額は、前年より53.4%増の8兆1,395億円と過去最高を更新し、コロナ禍前の2019年比で69.1%増となっており、訪日客1人当たりの旅行支出は22万7,000円に達しております。

コロナ禍を経た急回復に加え、円安効果も相まって、2023年後半から2019年の水準を上回る状態が継続しております。年間訪日外国人数も2019年の3,188万人から約500万人増えて3,696万9,900人と過去最高を更新しており、この傾向が続けば、2030年の政府目標である消費額15兆円も視野に入る状況であります。

また、本年の春節ツアーでは、山形県が人気上昇率全国1位となり、地方の観光地としての

需要は高まっております。今シーズンのスノーパーク事業への訪日客数は、昨シーズンの6,308人を大幅に上回る1万人以上になる見込みであります。こうした背景を踏まえ、本町におけるインバウンド事業の拡大は重要であり、大きく期待しているところであります。

しかしながら、事業の拡大に伴い課題も生じるものと認識しており、それらを解決しながら、持続可能な発展を目指して取り組んでいくことが重要であると考えております。

遠藤議員からご質問いただいた課題のうち、1つ目のインバウンドに特化した支援施策についてお答え申し上げます。

スノーパーク事業では、スノーモービル体験やバナナボート、雪遊びなど、雪の降らない国の人々に向けた魅力的なコンテンツを提供して、収益事業として運営しております。そのため特化した金銭的支援は難しいと考えております。しかしながら、インバウンドによる町内の経済効果は大きいものであり、町観光協会全体の業務支援という形での支援を検討しております。また、引き続き会場使用等の側面的な支援を継続してまいります。

2つ目のインバウンドの受入れ体制についてお答え申し上げます。

遠藤議員ご指摘のとおり、スノーパークの体験後多くの訪日客は町内施設で食事や買物をした後、蔵王温泉や天童温泉などの温泉地や仙台市などの都市に宿泊しているのが現状であります。本町には、団体の訪日観光客を受け入れられる宿泊施設がなく、滞在時間が短いため、経済効果を十分に得られないことが課題であると認識しております。宿泊施設の整備は解決策の一つであるものの、多額の費用と時間を要することから、現実的な選択肢とは言えないと考えております。このような状況を踏まえ、現在営業再建を進めているホテルフォレストいいでを、一部の訪日客の宿泊施設として活用し、受入態勢を整備していくことを検討しております。

3つ目のインバウンド戦略についてお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を機に、大人数の旅行を控え、個別のニーズに合った観光を楽しむ旅行者が増えております。このことを踏まえ、本町では、地域資源である文化や食を体験できる少人数向けの高付加価値な、小粒化台湾ミニツアーを造成したところでございます。

このように、通年型のツアーとして町内関係者と連携を図りながら、本町ならではのインバウンドツアーの実施を目指しております。また、台湾インバウンドは長年にわたる信頼関係が築かれており、観光誘致だけではなく、町内産農産物や物品販売等を含む産業交流、産業経済の振興を図ってまいります。

4つ目のインバウンド担当職員の配置についてお答え申し上げます。

インバウンドに関する対応は、現在、商工観光課観光交流室で行っており、特段の支障は生

じておりません。そのため、現時点ではインバウンド専任の担当職員を配置することは考えておりません。

しかしながら、今後の状況に応じて、円滑なインバウンド対応が必要と判断した場合には、担当職員の配置を検討してまいりたいと考えております。

本町では、冬季閑散期の観光対策が課題でありましたが、町観光協会のインバウンド誘致の取組により、多くの訪日客が本町を訪れ、本町の魅力を世界へ発信していただく機会が増えております。

また、町内施設での食事やイチゴ狩り体験、土産購入などにより、地域経済にも好影響を及ぼしております。少子高齢化や人口減少が進む中で、本町の活力を向上させるためにも、交流人口、関係人口の増加が不可欠であり、その鍵となるのがインバウンド誘致であると考えております。

観光による消費は、宿泊施設や飲食業、お土産店の売上げだけではなく、町内産農産物や各種物品の流通を促し、幅広い経済効果をもたらします。また、観光業を基軸とした農業や商工業など、他産業との連携を強化することで、地域経済の振興につながるものと考えております。

海外インバウンド誘致にはさらなる可能性があり、本町にとって重要な施策の一つであります。今後も町観光協会及び関係者との連携を強化し、持続可能なインバウンド事業を展開していくことにより、本町の観光振興、産業振興、地域の活性化を目指してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

(議長 菅野富士雄君)

8 番 遠藤芳昭君。

(8 番議員 遠藤芳昭君)

るる回答いただきましたので、順次再質問させていただきたいと思います。

高齢者世帯の除雪の関係でございますけれども、克雪安全方針によりますと、町の4つの将来構想、安全対策、それから組織強化と連携、担い手確保と育成、意識啓発と周知と上げられておりますが、先進的な取組も紹介をいただきました。

私の質問に対して、高齢者から緊急の支援要請があった場合、どのように対処していますかというふうな質問だったんですけども、これに対しては、除雪支援を依頼される中には、除雪費用の自己負担の支払いが困難な方もおられ、有償ボランティアを紹介したケースもあると答弁されております。

私もNPO法人において除雪支援の主にこの事務方を手伝いさせていただいておるんですが、

時々そのような電話とか要請がかかってきます。本年度、飯豊町除雪体制プロジェクト会議のメンバーにも入れさせていただいてはいるんですが、将来構想をお聞きしておった中では、支援を要請された場合、除雪の担い手がどこにいるのか、本当に、いや、困ったから何とかしてもらわないかなという電話は、恐らく健康福祉課とか、社会福祉協議会にかかってくると思うんですが、いきなりやっぱり来られても、結局、NPOで何とかしてくんないかみたいなことで電話がかかってくると。

だから、町の体制は一体どうなっているんだべということが、その組織の中では出ておりますので、そこからやっぱり今後いろいろ検討していく必要があるんでないかなと思います。

高齢者が雪で困って途方に暮れて、相談や支援を要請したそういった場合に、行政だけではもう対応できないんじゃないかなと思いますので、今町長の説明もありましたけれども、いかに民間組織を育成して、やっぱり町民ぐるみでそういった地域づくりも含めて、除雪支援体制をつくっていくかということを、やっぱり行政の仕事としてもっともっとやっぱり違いを入れていく必要があるんでないかなと思います。

ちなみに、今年の冬なんですけど、これだけの豪雪の中で、緊急に飛び込み支援とか、健康福祉課、あるいは社会福祉協議会が分かればなんですけど、どれぐらいの要請、支援要請が急に入ってきたかというようなことは分かりますでしょうかね。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

飛び込み支援に関しては、伊藤健康福祉課長のほうから、後ほど回答をさせていただきますが、体制の話を少しさせていただきたいなと思ったところです。

遠藤議員からお話いただいたとおり、事務局を議員にも担っていただきながら、NPOをしていただいているということで、大変ありがとうございます。

やはり、除雪のニーズはあるけども、担い手がないというのは、もう本当に喫緊の課題だなと私も感じております。そういう中で、やはりその地域支え合い除雪団体が8団体ということで、有償ボランティアの団体さんも含めてですけども、8団体がいると。また、新たに2団体の組織づくりの声もあるということで、非常にありがたいなと思っているところでございます。

昨日の一般質問の際にもお話がありましたけども、やはりその地区に複数の団体があったり

ですとか、あとはやはりまちづくりセンターというところが核となって行政では賄えないところを、細かに賄うというような体制をつくっていかないと、本当に遠藤議員おっしゃるとおり、もう除雪はしてもらいたいニーズはあるけども、誰も対応ができないような時代が来るんじゃないかと私も思っておりますので、今後はその地域の力、そして町の支援、協力というところを少し検討しながら、今以上に除雪の団体が活躍できる、たくさんの団体が活躍できるような町にしていきたいなと思っているところでございます。

緊急的な取組について、健康福祉課長の伊藤のほうから回答いたします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の再質問にお答えいたします。

緊急的な要請というところで、今年度は正直、結構あったところです。一応、宅道除雪については60件ほどの事前申込みというか、登録があるわけですが、それ以外の方も錠口が開かなくて困ったとかというところが何件かあったところでした。

飛び込みの詳細の計数は、まだ各地区から請求が上がってこないもので、実績はまだ分かりませんですけれども、その都度、その要請があった地区の除雪隊の皆様は協力を依頼して、除雪をしていただいたというケースもございますし、あとは除雪ヘルパーとして緊急的にお願いした、今年度本当に40件越えの要請があったというところで、申込みとしては、先ほど2月28日現在で43件とありましたが、最終的には先日3月3日までで49件の申込みがありまして、キャンセルもあつたりもしたんですが、そんな形でほぼ毎日のように電話があつたというところでした。

ヘルパー事業については、事業所のほうにお願いしたケースもありましたが、どうしても連絡が業者ともつかなかつたりなんていうこともありまして、緊急的に職員が行って除雪をしてきたということも2件ほどありましたし、金銭的になかなか難しいという業者さんとの折り合いがつかなくてというところで、地域の方にご協力をいただいたというケースも数件あったところでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

状況について説明いただきました。この冬は、経験したことのないほどの豪雪だったものですから、行政の皆さんもいろいろ伴って、あるいは対応できなかったというようなこともあると思います。

行ってみてくれないかと言ったところ、もう宅道除雪に該当するお宅もあったんですね。ですから、やっぱりこれは事前に調査が必要だなということで申し上げたところ、じゃそれは今度、次の雪が降った日から宅道除雪をお願いしますということで、新たに追加されたなんていう話もお聞きしましたので、やっぱり事前の調査といいますか、そういった体制というのが大事だなというふうなことを思ったところでございます。

高齢者が悲鳴を上げているだけではなくて、この雪をどうにかしないと、安心して住んではいけないと、最近は高齢者だけでなく、若い人にも定住条件として、この雪の大変さが上げられているようなんですね。ですから、嵐町長が公約に、自分の政治課題として、除雪を一番先に上げられたんだと思いますが、そういうことなんだろうと思います。

やっぱり、これを放っておくことは、やっぱり人口減少にさらに拍車をかけてしまうということもあらうと思いますので、じゃどうするかということを、一緒にちょっと考えて質問させていただきたいと思いますが、今後、高齢者の、特に後期高齢者の比率が上がっていくわけですね。ということは、人口が減って高齢者の比率が上がっていくということは、担い手がいなくなると。だんだん減ってくるというようなことに拍車をかけてくるわけでございまして、このままでは、だんだんやっぱり住みづらい町になってしまうというのは、私たちも感じているところであります。

これまでは地域の中で、自治会や隣近所の方々とか、何とかこれまでやってこられたものが、高齢者や若者の減少、それから社会全体の働き手の不足によって、これからは、結局地域の中でもう一回何とかしなきゃいけないというふうになってくるのではないかなということは、容易に想像できます。

答弁では、多くの支援、内容、お金、金額、補助金というようなことで出していらっしゃるようでしたが、行政は人もお金を出して高齢者を除雪支援するというのは、もしかしたら、答弁では、そろそろ限界に来ているのかなと思います。そのためには、私はできるだけ小さな単位で除雪支援の組織化が重要ではないかなと思います。

昨日の質問にもありましたけれども、担い手を組織するために行政が動くことが、やっぱり今一番大事なのではないかなと思います。

高齢者に1万円、2万円を支給するという直接支援よりも、今、行政としてやっていただき

たいのは、隣近所で除雪をしてくれる担い手や、その団体などの連携や組織化なのではないかなと思います。

とにかく隣近所で目の届く方が支えていくというのが、やっぱりこれは昔から私たちの生活体系の中では、町に頼む、あるいは業者に頼むというよりも、隣近所で、「おい、何としました」という、そういう仕組みをつくって、もう一回考えていく必要があるのではないかなと思いました。できるだけ小さな単位で支援できるように、必要だなと考えていますが、町長はどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

やはり再三おっしゃっておりますけども、やっぱり担い手がないということで、答弁の中にもありましたけども、飯豊町除雪共同企業体というところで、雪下ろし等の対応をしていたいておりますが、やはり業者ですら人がいないというところがあります。

もちろん建設組合さんにもお話をしても、やっぱりなかなか人がいないというところがありますので、やはり遠藤議員がおっしゃるとおり、その地域、近所というのは非常に大事な担い手だなと私も感じておるところでございます。

やはり、雪が降れば地域の部落長とか、あとは民生委員さんにも町のほうから声がけさせていただいて、ちょっと見回りをしていただきたいということで見させていただいておりますけれども、地区によっては民生委員さんから隣近所のほうにお声がけいただいたりして、少し除雪を手伝っていただいたりとか、部落長さん自らが対応していただいたりなんていう地区もありますけれども、なかなかそういう地区ばかりではありませんし、やはりそういう役職ある方にだけ負担が行くというのも、どうかなと思いますので、議員おっしゃるとおり、そういう地域単位での除雪団体を、今後町としても増やしていきたいなと思いますし、じゃどうやったら増やせるんだということを、やはり部落長会ですとか、民生委員の協議会なんかでも議論にしながら、スムーズに組織づくりができるような体制を取っていききたいと思います。

やはり、そこはまちづくりセンターが出てくる場所かなと思いますし、その中で、委員会などが立ち上がれば、今まで以上に地域での除雪というのは、少しもう一歩二歩進むのかなと感じておりますので、ぜひそこに持っていきたいなと思っております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

どうやったらそういうことができるのかなというようなことで、町長からはまちづくりセンターということで、おそらく答えはそこにあるのではないかなと私も思います。健康福祉課が事務局になって、飯豊町地域安全克雪方針づくりをしてこられましたけれども、その中で、おのの民間団体がそれぞれの取組について記されております。非常にすごい資料だなということで、これを見させていただいて、町の支援団と、あと地域の独自の活動というようなことで、それをマッチングをしてまちづくりをしていくと、あるいはこの冬に備えていくという、そういう取組をまとめていらっしゃる所でありますけれども、やはりこうして見ると、やっぱり行政のイニシアチブといいますか、行政の支えがないと、やっぱりこの克雪、雪に対する私たちの生き方といいますか、物の考え方は、やっぱりなかなか前に進まないんだろうと思います。

そういう意味で、ちょっとこの資料を見させていただくと、やっぱり行政というのはすごいんだなと思いますし、町全体に波及するにはどうしたらいいかということに次につながってくるわけでありまして、そうすると今町長からお話がありました、やっぱりそのまちづくりの中で、ここの除雪の取組をしていくというような、そういう仕組みにもっていくことが大事なことでないかなと思ったところです。

そういう意味では、まちづくりセンターというのは、それこそまちづくりを核に町長はしていきたいということで、今後、新たな支援、行政の支援、あるいは支援というよりも仕掛けかな、いろいろな皆さんが活躍する場を、これからつくっていかれるんだと思いますが、やっぱりそのまちづくりセンターの業務として、この除雪支援をできるような組織、人づくり、そういったものをやっぱりもうきちんとやるべきではないかなと。おいおい、ぼちぼちというようなことで担当課長の話はありましたけれども、今年の雪などを見ますと、もう待ったなしで、この事業に、あるいはこの取組をしていかないと、町が前に進んでいかないということもあるんじゃないかなと思いました。

一応、私そういった中で、NPOの中で活動している中で、実は地区の自治会長さんたちのご協力を得て、地区内の除雪の支援に困っている人を逐次拾い集めたんですよ。ちょっと個人情報もあるので、これはあんまり出せないんですけども、とにかくこういうふうに、とにかく多くの人たちが困っているということが分かりました。

じゃ、どうするかというのはその後なんですね。今実態がどうなっているかということ、
私たちもやっぱりその活動、あるいはまちづくりセンターの活動の中でやっていかなければい
けないのではないかなと。そういう実情が分かれば、じゃどうしようかということで、みんな
で相談できるわけでありまして、ぜひその辺のところを調べてみるということで、地域の実情
を把握して、そうしたら誰が対応できるのかというようなことが、だんだん分かってきますし、
それが結局地域づくりにつながったり、若い人たちが安心してここでも住もうというふうな、
そういう活動につながっていくのではないかなと思いますので、ぜひまちづくりセンターの業
務として、今後の実態把握をぜひやっていただきたいと思いますので、ぜひ町長の考えをお聞
きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

地区内の詳細を多分、一軒一軒歩いてお調べになったんだと思います。本当にすばらしいな
と思っております。防災の分野ではございますけれども、要援護者の個別避難支援計画という
ものがありまして、部落長、自主防災会の会長さんに取りまとめをしていただきながら、個人
の台帳として取りまとめしている部分があります。

やはりそういう部分とも掛け合わせながら、各地区の要援護者、除雪配慮者ということで拾
い上げるというのは、非常に大切なことですので、各まちづくりセンターの、それはやはり業
務として、こちらから仕掛け、先ほど遠藤議員からお話がありましたけども、仕掛けてしてい
ただくというようなことで進めていきたいなと考えたところです。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

まちづくりセンターの仕事は、これからみんなで相談をしながら具体的な業務、あるいはそ
の中身、そして住民参加をこれから求めるんだと思いますので、やっぱり実情を、実態を把握
しながら、やっぱり困っているところにやっぱり手を差し伸べていただきたいなとお願いした
いと思います。

それでは続きまして、インバウンドについてお伺いをしたいと思います。

4つの質問を出させていただいたんですが、金銭的な支援は難しいけれども、観光協会全体の支援業務として、やっぱりインバウンドを支援していきたいということ、それからまちにお金をどうやって落としていただくような、そういうインバウンドの体制づくりをしようかということだと思いますが、宿泊がやっぱり一番お金が落ちるようございまして、今検討中、あるいは取組中のフォレストいいでを一部、訪日客の宿泊施設として活用できないかという検討もされているようございまして、大変うれしいことだなと思います。

それから、町としましては、少人数向けの小粒化台湾ミニツアーということで、こういう取組もされていくということで、大変頼もしく思ったところでございます。

私の質問の中に、インバウンド専門員は受けないかということでございましたけれども、町のほうには置けないということでありましたが、実は私の質問は、インバウンド専門員を例えばなんですが、観光協会の中に置けないかということで質問をしたというか、観光協会のほうは、自分のところにそういった専門員を置きたいと報告があったものですから、私がそこを引用させていただいたところでございました。

インバウンド、観光協会のインバウンドの資料といいますか、これを以前、インバウンド誘客専門員拡充事業ということで、事業実現はしなかったんですが、観光協会のほうからやっぱりその人材を確保しないと、今後1万人以上のインバウンド客には、なかなか今の体制の中では取り組めないと。あと、やっぱり海外客なものですから、専門の方がいないと、なかなか取組は今後やっぱり拡大は難しいということなんだと思いますが、そういう中で、今後、産業振興、それから経済効果ということがありましたので、重要な政策として捉えておられるとすれば、やっぱりインバウンド専門員を配置するという方法はないのか、その辺のところを町長のほうからお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの遠藤議員の再質問にお答えを申し上げます。

インバウンド専門員ということで、町として商工観光課としては、今いる職員のほうで町の業務をさせていただいているという中で、専門員の配置を考えていないというような答弁をさせていただきました。

ただ、観光協会となるとまた別だと思います。やはり、私も、スノーパークに何回か行きましたけれども、やはり人が、人足が要するところもありますし、議員おっしゃるとおり、

台湾、ほぼ台湾の方なものですから、やはり言葉の壁というものもありまして、ただ観光協会の方はほとんど話ができるような感じだったので、すごいなと思ったんですけども、その英語、外国語を話せる方とかというところもあると思います。

昨日の一般質問の中で、地域おこし協力隊という部分で少し話をさせていただきながら、1名予算を計上しているというお話をさせていただいたところです。その方の役割としては、やはり観光の活性化の磨き上げ、資源の磨き上げですとか、観光プロモーションという部分を支援していただくために、協力隊員の方の力をいただきたいと考えておりますけれども、1名の予算ではございますが、国のほうでも今地方創生ということで、地域おこし協力隊の活用をすごく旗を振って促しておるところです。

資料なんかを見ますと、令和8年度まで1万人ぐらいの協力隊をつくりたいというような国の意見もありますので、もし協会さんとも話をしてではございますけれども、もし協会さんのほうで協力隊の受入れができるような体制があるのであれば、考えの一つとしては、協力隊を観光協会のほうに入っていて、その方にインバウンドのほうを主で進めていただくなんというやり方もあるのかなということで、私は考えたところです。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

今、地域おこし協力隊というような話がありましたが、私も次の質問の中には、地域おこし協力隊がそういった任務を担うことができないかと。もちろん町と例えば観光協会の委託業務になるわけでありましてけれども、今、町長の答弁あるいは今のお話をお聞きしますと、やっぱり観光、インバウンド観光というのは、将来のこれからの町にとっては大きな役割を果たすということだと思いますし、それに対して、その準備をきちんとやっぱり町としても準備をしていかなければいけないということで、お話だと思います。

もし条件が合えばということでありましたが、もっと増やしていきたいというのは、昨日のお話にもありましたので、ぜひ人材確保は恐らく今言語の関係で、なかなか今ですと台湾語がなかなかお話しできない、通じない、あるいは台湾の商社、あるいは観光業者との交渉とかと、いろいろあるんだかもしれませんが、そういう条件が整えば、外国人がいいかどうかなんというのは、ちょっと私も分かりませんが、観光協会にその辺はお願いできるのかどうかでございまして、協力をいただいて、今後進めていきたいということで了解をさせていただき

たいと思います。

インバウンドで地域おこし、まちおこしという観点の中からは、とてもやっぱり大事な役割を果たす人になるのではないかなと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいなと思います。

それで、次の質問ですけれども、どんでん平スノーパークの体制の整備、あるいは施設の整備について、整備状況についてお聞きをしたいと思います。

インバウンドの体験の受入れは、どんでん平ゆり園、萩生のどんでん平ゆり園をスノーモービルと、それから物産館の食事ということで、提供の主体になっております。インバウンドの事業主体は町観光協会ですが、町の顔はやはり行政であったり、首長であったりということだと思います。

継続した誘客や印象をインバウンド対象国に与える、知ってもらうには、やっぱり町全体がその取組をしていると、町全体でお迎えをしているという、そういう姿勢がやっぱり一番大事なんだろうと思いますし、今までもそのようにしていただいていると認識をしています。

将来とも安定してインバウンドの受け入れができるためには、行政としてやっぱりしっかりした継続的な支援が必要というふうに考えます。その支援についてお聞きをしたいんですが、まずスノーパークの受入れで、1シーズン1万人もおいでになると、機材も相当やっぱり消耗するわけですね。例えばスノーモービルも、個人からの借入れとかということで、回しているんだということでありまして、そのほかにも必要なものは、道つけの雪上車とか、会場整備のための除雪機とか、あるいは万が一の事故に備えた安全ネットとか、そういった資材や機材の格納庫とか、そういったものも実際には必要なんだということでありました。

私の情報が正しければですが、県内の自治体では、スノーパーク事業として展開しているところがたくさんありますけれども、調べているものには、尾花沢市、新庄市、西川町では、各市町村が主催をして、商工観光課が担当となってスノーパーク事業を展開しているというところであります。委託とか、第三セクターとか、そういった指定管理とかもあるかもしれませんけれども、町が主催をして誘客事業を進めているということでありました。

今、飯豊町では、観光協会がほぼ全面的に誘客事業を主体となって進めているわけですが、直営でやっているところもあるということでございます。そういった事業者は、会場整備や設備投資に相当のお金をかけておりまして、飯豊町では基本的にスノーパークの入園料だけで賄っているということでありまして、その中から設備投資、あるいは設備の修繕とか、そういったものを捻出していくのは大変厳しいんだというお話をお聞きしましたので、そういった支援も必要かなと思います。

そういった実情をお聞きいただいて、町としてやっぱりその主体になれなんていうことは言いませんけれども、やっぱり今後1万人以上に増えてくる雪体験、あるいはスノーパークの運営に対して、それなりの設備投資、あるいは支援というものは、町としてもやっぱり必要なのではないかなと思いますので、ぜひ検討していただければなと思います。

インバウンドの今の情勢を聞きますと、やっぱり山形県には冬季間が主でございまして、実は、ほかの市町村もこのスノーパーク事業で誘客を図ろうとしているところも相当あるようございまして、設備、交通事情、そういった設備、施設の面から、やっぱりもう危機感を持ってここに対応していかないと、スノーパークの誘客事業もやっぱりだんだん人が少なくなってくるという可能性もありますので、ぜひ今後の支援について検討をお願いしたいと、町長の考えをお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

スノーパークというか、インバウンド事業に関しては、やはり観光協会さんがもう20年近く力を入れてきて、やっと飯豊町が一番というところまで引き上げていただいたということで、非常に感謝しております。

町は今おんぶにだっこの状態で、今議員がおっしゃるとおり、西川とか尾花沢辺りは、もう町が旗を振って、このインバウンド観光をやっているというようなところもあるわけですが、なかなかそこまで町がいていないというような状況もあるので、ちょっと今後の課題だなと感じたところです。

そして、やはり消耗品というか、施設設備あとは部材関係の消耗というところも、あまりこちらにお話もあまりなかったものですから、今初めて、そうだよなということで気づいたところです。

今年度多分末に、このスノーパーク事業、インバウンド事業に係る反省会があるということで、ご案内をいただいていると思っておりますので、ぜひ、今、遠藤議員がおっしゃるとおり、そのような話を伺ったことを、逆に町からも少しお話しさせていただきながら、町としての在り方というか、そちらのほうへの支援がどのようなことができるかということも含めながら、少し関係者の方とお話をしたいなと思ったところでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

ぜひそういったもの、情報を受け入れながら、やっぱり町としてできるものを検討いただければと思います。

質問の中で、答弁いただきました中で、インバウンドによる経済活動で最も効果的なものは宿泊であるということは、論をまたないわけですが、いろいろお聞きをするところによりますと、今、台湾のみならず、その他の数か国からも、またそういった問合せ、あるいはコンタクトがあるということで、恐らく今は台湾だけなんです、今後はいろんな国からおいでになるという情報もいただいておりますが、そうすると通年型のしっかりした受入態勢というのは、もっと必要になるんだろうと思います。

答弁いただきました中で、現在進めているフォレストいいで、中津川の白川湖の向かい、今休んでいるわけですが、恐らく譲渡をした上で、インバウンドの宿泊施設に活用していくような、そういう交渉なり取組をなされているのかなとお聞きをしたところでございますが、インバウンドに活用できるような方向で、そのフォレストいいでの再利用といたしますか、再生を考えていらっしゃるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁もさせていただきましたけれども、やはりフォレストいいでというところを、何とか復活をさせて、インバウンド専用というわけではないですけれども、やはりインバウンドのお客様にも泊まっていただけるような施設にしたいなというふうなことは思っております。

やはり外国人の方ですので、いろいろ日本とは違う文化もあるようで、ただただ宿泊場所があればいいというようなだけではないとは思っていますので、そのような方のニーズに合ったホテル運営というのを、視野に入れながらやっていただける方に、ぜひフォレストいいでを再興していただきたいなと思っておりますので、ぜひ再興した暁には、宿泊の場としては活用していきたいというのは、ごもっともですので、そこはそうようにしていきたいと思っております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

もしそんなふうなことになるれば、大変町にとってはうれしいことでありまして、今現在ある施設は、恐らく平成初めのリゾート法で整備をしたものがほとんどでございまして、耐用年数も相当来ておりまして、あるいは現在の緑化活動、リゾート活動、レクリエーション活動にはなかなか違ってきているような、そういう用途になっている施設もありますが、これから新しいやっぱり観光の中では、インバウンドというのは、とてもやっぱり重要視されているわけでありまして、日本もそういう方向に動いておりますので、今は先進的なトップランナーを走っているかもしれませんが、やっぱり日本全国がそういう取組をすることによりますと、いろいろハンデを背負う町にもなって、いつの間にか施設あるいはメニュー等も古くなってしまうという中で、そんな今フォレストいいでのお話をお聞きしましたが、ぜひ将来、10年後、20年後、そういったものにも対応できるような、そういう取組をしていただければと思います。

きっと関係者も、第三セクターも含めて関係者もやっぱり期待をしていると思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

私、除雪のお話と、それからインバウンドの話、2点質問をさせていただきました。前向きな回答を大変ありがとうございました。

以上で終わります。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、8番 遠藤芳昭君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を1時10分といたします。

(午前 1 1 時 5 5 分)

休憩前に復し会議を続けます。

(午後 1 時 1 0 分)

引き続き一般質問を行います。

5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

5番 屋嶋雅一です。

今年は大雪になり、近年の異常気象、この冬季間も感じられる年となりました。しかし、この後ろにある啓翁桜を見ますと、春が近づいているという喜びも感じられ、今まで除雪で本当に苦労してきたことも忘れてしまいそうです。これからは暖かい日が多くなると思いますが、まだどうなるかは分かりません。除雪に携わる業者の皆さん、町職員の皆さん、もうしばらく

ご尽力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今回につきましては2点質問したいと思ひます。

厳しい財政を鑑みた行財政改革を問う。もう一つが、GIGAスクール構想導入にともなう問題点の現状を問うの2点になります。

まずは、行財政についてですが、飯豊町の令和5年度末の町債残高は102億円となっており、財政分析主要指数の推移を見ても、弾力性がない非常に厳しい財政状況にあります。こうした状況にあっても、災害の復旧復興を最優先にしながら、住民サービスをさらに充実したものにさせていただくことを望んでいます。そのためには、限られた財源の中で、最少の経費で最大の効果を上げる行政運営が重要になってきます。

今回はこの状況を踏まえ、今後の行財政改革について質問したいと思ひます。

行財政改革には、行政機関の簡素化や合理化など、経費、人員の削減、事務事業の見直し、組織機構の統廃合、外部委託など様々な取組がありますが、前回の12月定例会の一般質問におきまして、町長は、既存事務事業の見直しや、義務的経費のスリム化、大規模事業の抑制、民営化で進められる事業への投資的経費支出の抑制などを推し進めながら、町長の目指す暮らし満足度ナンバーワンのまちを実現したいと答弁されています。

このたびの予算編成に反映されていると思ひますので、今回は、できるだけ早く検討が必要だと私なりに思うこと。そして、長期的な視点で財政負担の軽減につながると思えることから、公共施設の個別計画と広域連携について、町長のお考えをお伺ひしていきたいと思ひます。

まずは、公共施設の個別計画についてです。

今後さらに人口減少や高齢化を迎えることで、公共施設の維持や保全に充当できる財源の確保は、ますます厳しいものになってきます。老朽施設の役割や重要性などを踏まえ、機能転換や用途変更、そして集約化により解体や改修を講じて、維持管理に係る経費の削減につなげるが必要になってきます。

そこで、農村環境改善センターやコミュニティセンターをはじめ、町有財産となっている老朽施設の解体を進めることについての考えをお聞きします。

初期費用はかかりますが、無駄な維持管理費は早急になくし、将来的負担の軽減を図るべきと思ひますが、お考えをお伺ひします。

次に、広域連携の必要性についての質問ですが、今後の人口減少により、自治体単独によって維持していくことが困難な事業はますます増えてくると思ひます。町民負担の増大も考えら

れ、それを防ぎ、持続可能な行政サービスの実現には、今から広域連携による事業計画を進めることを考えていただくべきだと思います。

まず、早急に連携が必要なのは水道事業です。現在、町内にある水道施設の維持のための保全、修繕に係る費用などにより、町民の負担増は確実です。現在、水道料金の値上げも検討となっていますが、その後も非常に厳しい状況になります。

以上を考えれば、長井市など他市町村との連携により、水道水の購入も含めた事業とすることを視野に検討すべきと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

また、そのほかにも、今後広域連携として進めるべき事業として、公共交通サービス事業や学校給食センターなどが上げられると思います。公共交通サービスは、デマンド交通はあるものの、さらなる町民の足としての利便性を考えていかなければなりません。

学校給食センターは、今後子供の人数の減少を考えると、維持経費の負担は財政にとって大きくのしかかってきます。

いずれにしても、人口減少によって本町単独での事業は厳しいものとなります。併せて町長の考えと、学校給食センターについては教育長にもお伺いいたします。

次の質問は、G I G Aスクール構想についてです。

G I G Aスクール構想により、現在子供たちは1人1台のタブレットを活用しての教育を受け、電子黒板やデジタル教科書などの整備によって、最適化された教育I C T環境の中での学びとなっています。

導入から数年がたった今では、子供たちの活用技術は伸びていると思いますし、町で導入しているすらすらドリルの活用により、朝学習を楽しみながら積極的に自主学習をする子供が多くなったと聞きました。

学習が得意な子供も苦手を感じる子供も無理なく学んでいるのだと思いますが、G I G Aスクール構想の導入時には、様々不安視された問題がありました。子供への不安には身体的な不安、インターネット使用上の不安、書く力の低下、いじめなどが不安としていましたし、先生方は、業務効率の低下、負担増、指導の格差などが不安視されていました。

そこで質問になりますが、こうした不安視されたことについて、子供たち、そして先生方の現状はどうか、お伺いいたします。

以上、壇上からの私の質問となります。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまは、5番 屋嶋議員より、今年度の豪雪に係る対応について、職員並びに除雪関係各位へのねぎらい、励ましをいただきまして誠にありがとうございます。春は間もなくというところで、もう一踏ん張りしなければということでは思っているところでございます。

それでは、5番 屋嶋議員の一般質問1点目、厳しい財政を鑑みた行財政改革についてお答え申し上げます。

昨年12月定例会の一般質問において、既存事業の見直しや投資的経費の抑制、新たな財源の確保などを進めながら、暮らし満足度ナンバーワンのまちを目指していきたいと答弁いたしました。

令和7年度からの組織機構において、まちづくり機能を集約し、地区まちづくりセンター及びまちづくり活動をさらに推進していくため、行政課題に柔軟に対応できる機能的な組織体制を構築する予定としております。

令和7年度当初予算編成では、令和5年度の決算審査意見書における監査委員からの指摘事項を踏まえ、事務事業検証シートを基に、事業の効果、必要性、内容等を総点検しました。200を超える既存事務事業の中から60事業を選定し、無駄の排除や事業の見直し、再構築に努め、歳出の抑制を図ったところであります。

新たな財源の確保は、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の増収に向けて、トップセールスによる取組を強化することはもちろんのこと、新しい地方経済生活環境創生交付金や、各省庁の交付金制度を積極的に活用するため、庁内に設置している行財政改革検討委員会が、事業財源獲得のための政策研究会を立ち上げました。多額の国・県補助事業の採択を受けるなどの即効性は期待できないものの、継続的に勉強会を開催し、職員の財源を見つける支出やコスト意識、企画力を向上させる人材育成を推し進めるとともに、各種交付金の趣旨に沿った事業計画書や必要書類を作成し、申請するところまで結びつけることにより、財源確保に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、公共施設の個別施設計画についてお答えします。

町では、公共施設等総合管理計画において、公共施設の管理に係る方針として、保有する公共施設の全体面積を人口減少や人口構造の変化を見据えながら縮減する。建設してから30年を超えるもので、長期の活用が見込まれない場合は廃止を基本とする。廃止とした施設で、売却や貸付けが見込めない場合は、周辺施設の環境や治安に悪影響を与えないよう、取壊しを基本とするなどを定めております。

町内には農村環境改善センターをはじめ、耐震性がなく、今後の利用が見込めない建物が複数あります。周辺の環境や治安、まちの景観に悪影響を及ぼさないように順位をつけて改定を進めていくことが望ましいと考えているものの、令和4年8月及び令和6年7月の度重なる豪雨災害からの復旧復興を最優先とした予算編成をしていることもあり、農村環境改善センターは、令和4年度に解体に係る実施設計を実施したものの解体に着手できず、耐震性のない建物は維持管理に要する最低限の費用を予算計上し、対応しているのが現状であります。

耐震性のない建物を解体する場合の財源は、施設の建て替え等を除き、除却のみを目的とした国の交付金や補助金等のメニューはなく、公共施設等総合管理計画の各計画に基づき行われる除却事業に関して、充当率90%、元利償還金に対する交付税措置のない公共施設等適正管理推進事業債を活用することはできるものの、全て一般財源での返済となります。

個別施設計画にある施設の全体面積が縮小していくことが、持続可能な町政運営への大きな課題であると認識しておりますので、引き続き将来負担の軽減を図るべく、財政計画など関連する計画との整合性を図りながら、施設解体に係る検討を進め、長期的な視点を持って、施設の全体面積の縮減に努めてまいります。

また、広域連携として進めるべき事業を上げていただきましたので、現状等をお答え申し上げます。

本町の水道事業の広域連携に向けた取組は、これまで山形県が主導して、平成30年に広域連携の有効性を検討する水道事業広域連携検討会が設置され、令和5年3月に山形県水道広域化推進プランが策定されました。

その時点では、広域化の具体的な取組を行うことは困難であるとの結論に至りましたが、その後も置賜圏域水道事業広域連携検討会において、置賜管内の各市町の現状や将来の見通しについて話し合いを行い、広域連携による効果や課題について協議を重ねております。広域連携には、施設の共同化や薬品の共同購入等の管理の一体化、経営の一体化や事業統合等様々な形がありますので、引き続き近隣市町と検討協議を重ねてまいります。

ご質問の長井市との連携は、昨年度小白川浄水場のろ過器ろ過砂交換の際、分水協定を締結して、応急的な水道水の供給を受けた経過がありますので、今後、継続的な供給を受けるには、改めて長井市と協議を行う必要があると考えております。

将来にわたって水道水の安定供給を続けていくために、広域連携や水道水の購入など、様々な方法を検討してまいります。

次に、公共交通の要であるデマンド交通は、町民誰でも安心して利用できるよう、運行料金

の値下げ、運行エリアの変更、添乗ボランティアの同乗を継続しながら、利便性の向上と利用拡大を図っております。

これらの対策の効果検証には多少の時間をいただきますが、デマンド交通運営委員会、飯豊町地域公共交通会議を開催しながら、町民ニーズの的確な把握に努めるとともに、多様な団体の連携、参画を求めながら、持続的で効率的な地域公共交通体制の整備を図っていくものとしております。

近隣市町間の広域移動は、次期山形県地域公共交通計画において、公立置賜総合病院を核とした市町の圏域を越えた地域公共交通の利便性の向上が達成目標として掲げられる予定であります。

令和7年度からニーズ調査、隣接する市町における運行ルートや運行頻度の調整、地域公共交通会議における合意形成、運行事業者との調整を行いながら、令和12年からの本格運用を目指すこととしております。

1点目の学校給食共同調理場の広域連携及び2点目のGIGAスクール構想導入に伴う問題点については、教育長から答弁いただき、以上私からの答弁とさせていただきます。

(議長 菅野富士雄君)

熊野教育長。

(教育長 熊野昌昭君)

5番 屋嶋雅一議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、1点目の質問のうち、学校給食共同調理場の広域連携についてお答え申し上げます。

まず、自治体間の広域連携について、人口減少や厳しい財政状況を考慮したとき、持続可能な行政サービスを推進するためには、行財政改革は必要な手段の一つであると感じております。

ただ、学校給食共同調理場の運営を広域連携事業として行うには大きな課題があり、現実的ではないと考えております。

課題の1つは、公立義務教育諸学校の学校編制及び教職員定数の標準に関する法律により、学校給食を実施する小学校または中学校を設置する市町村には、児童または生徒の数が550人以上の単独実施校、または共同調理場を設置する全ての市町村に学校栄養職員を1名以上配置しなければならないこと。

2つ目は、学校給食法の学校給食衛生管理基準により、調理後の食品は適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるよう努めなければならないと規定されております。

さらには、学校給食は学校教育の一環であり、食育や地産地消促進、児童生徒の食物アレルギー

ギーへの対応など、栄養教諭や調理師の役割は、安全で安心な給食提供に非常に重要です。もし、学校給食共同調理場を広域連携として運営することになった場合、これまで実施してきた食育や食物アレルギーへのきめ細やかな対応が十分にできなくなるおそれがございます。

飯豊町教育委員会は、今後も安全安心でおいしい給食を提供するため、学校給食共同調理場の運営を町の責任において行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、2点目のGIGAスクール構想導入に伴う問題点の現状を問うについてお答え申し上げます。

本町では、GIGAスクール構想に基づき、令和2年度に児童生徒及び指導教職員用のタブレット端末を整備し、令和3年度から学習活動での使用を開始したほか、学校施設でのインターネット環境の整備並びに家庭学習での使用に係る貸出し用ルーターの整備などを行いました。

導入当初は、教職員がタブレット操作に慣れていないことから、学校間で使用頻度等に差が生じておりましたが、ICT支援員を配置して、各学校において定期的な操作指導を行うことで、現在は教職員並びに児童生徒とも操作に係る習熟度が上がり、学校間での差はほとんどなく、各学校において活発に活用していると認識しております。

GIGAスクール構想は、実施から間もなく5年を迎えるため、機器の故障やバッテリーの劣化が進んでおり、文部科学省では、ネクストGIGAとして、機器の更新やネットワーク環境の充実を行うことを目的とした補助事業を創設しております。Windows 10のサポート終了などもあり、令和7年度には全国の約8割の自治体で機器の更新を予定しており、本町も更新を予定するところでございます。

GIGAスクール構想推進により、児童生徒にとっては、インターネットやデジタル機器がより身近な存在になったと認識しております。児童生徒及び教職員に1人1台のタブレット端末などを整備したことにより、個別的な学習であったり、協働的な学習が可能になり、児童生徒が自ら様々な情報を収集しての調べ学習もできるようになりました。

また、コロナ禍において通常の授業が実施できない際には、自宅からオンラインで授業に参加できるようになるなど、GIGAスクール構想による効果は相当程度あるものと認識しております。

一方で、児童生徒がタブレットを使用して学習を始めて間もなく4年が経過する中で、社会、家庭及び保護者の考え方も日々変化しており、現在では多くの児童生徒が自分用のスマートフォンを持っていると伺っております。

屋嶋議員からのご指摘のとおり、令和3年度のGIGAスクールの導入に当たり、児童生徒へのインターネット使用上の問題や、身体に悪影響を及ぼす可能性、また、教職員には、新たな学習指導技術の構築による負担増などの懸念がありました。現在、GIGAスクールに起因するかどうかの判断はできかねますが、児童生徒のインターネットやSNSによるトラブルは、増加傾向にあると認識しております。

これからの社会を生きていく上で、インターネットとの関わりは不可欠なものでありますので、各学校と連携し、インターネットの安全な使い方について児童生徒並びに保護者への研修などを、引き続き開催していきたいと考えております。

また、教職員の負担軽減対策として、児童生徒の出欠、成績管理及び指導要録作成等を支援する校務支援システムを導入しているところであります。

校務支援ソフトや学習支援ソフトなどを有効に活用することにより、教職員の業務効率化と負担軽減につながるものと考えておりますので、引き続きICTを含めた学校環境の整備に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

(議長 菅野富士雄君)

5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

答弁いただきました。今、答弁いただいて1回目の答弁で半分くらいになるものですから、最初にちょっと順番を変えさせていただきまして、GIGAスクールのほうから質問したいと思います。教育長のほうがせき込んでおられるので、ちょっと大変かと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、教育長が先ほどおっしゃられたように、子供たちや先生方もタブレットに慣れ、今では導入の効果は相当あるものかなと私自身も思っております。ただ一方で、導入当初から問題視されていた視力の低下が増えているようです。

幼児から高校生を対象として文部科学省が行った2024年度学校保健統計調査の結果、本県では裸眼視力が1.0未満の割合が、小学校が35.3%、中学校が65.8%で、同時期に健康診断を実施した19年度以前と比べ過去最高となり、学年が上るにつれて高くなっているという結果のようです。県の学校体育保健課は、学習でのデジタル端末利用やスマートフォン、ゲーム機の画面を見る機会の増加を要因としています。

こういったことで、先ほども答弁いただきましたが、子供も慣れたせいか、スマートフォ

ンを1人1台持っているような状況にもあると先ほど答弁いただきました。そういったことも加味しながら、それがタブレットを設けた要因になるかは分かりませんが、現状、一定の子供たちの視力も含めた現状をお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

熊野教育長。

(教育長 熊野昌昭君)

屋嶋議員のご質問にお答え申し上げます。

タブレットを使用することで視力が低下するということは、前々から言われておりましたけども、令和5年度の西置賜地区の調査によりますと、飯豊町については、裸眼で小学校のところになりますけども、小学校女子では1.0以上が75%、ということは、1.0以下が25%いるという結果になっております。男子のほうは1.0以上が82%ということで、この数は多くないというふうには言えないと思っております。

子供たちのほうも、学校のほうでは使い過ぎに指導ということで指導は入っておりますが、なかなか近くで見るとか、あるいは暗いところで見るといようなところもあろうかと思いますので、なかなかその学校の指導が子供たちのほうに、家庭のほうにまで指導が入っていないというようなところも、課題の一つなのかなと感じているところであります。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

この視力低下というのは、導入当初からも心配されていた内容で、これについては、やはり学校のほうからなるべく1時間規制とかしたり、そういったことと、長時間使用しないとか、家庭のほうにも注意を呼びかけるというようなことを、以前導入のときにお伺いしておったわけですが、やはり実際、そういうような状況になったとしても、どうなのか、家のほうでどういう状況にあるかというのが、最近の全体的な状況では問題視されているようであります。

その辺をやはり継続的に家族のほうに注意を呼びかけていくと、やっぱり一生、目というのは大切なものでありますので、特に子供たちのときにそういった目を悪くすると、後で本当に大きなことの障がいが出てくるということも考えられますので、本当に注視してもらえるように、呼びかけていくことが大切なのかなと思っていますので、お願いしたいな、ぜひお願いしたいと思います。

また、タブレットなどの操作に慣れてきたということもあって、閲覧制限なども、そのときかけていただくということで話をお伺いしていましたが、最近は慣れたせいで簡単にそこをくぐり抜けてしまうという子供もいるようです。

全体的に、これは山形県に限ったことじゃないと思いますので、全国的な状況の中で、そういった状況の中で、学習以外に自分の見たい閲覧も見てしまうというような傾向にあるというような問題点が、やはり発生してきているという状況にあるようです。

また、そういったことから、デジタル教科書への全面移行ということも、去年9月に文部科学省のほうでチームとしては、デジタル教科書の使用拡大に向けた協議に入ったというようなことをお伺いしています。

それを受けて、これは全国的な傾向ではありますが、なかなかそれは困ったものだと、先生方が言っておられるという記事をちょっと見ました。

やはり長年使われてきた紙の教科書への信頼感や、見やすさ、また紙の本から得られる思考力の深まりなど理由があるようですが、実際英語や算数（数学）など、あまりデジタル教科書を使っていないと答えた、これは校長先生だったみたいですが、3割ほどあったようです。

本町についても、デジタル教科書を使用しているわけですが、その使用状況とそれに対する問題点など、今現在ないものなのか、お伺いしたいと思います。

（議長 菅野富士雄君）

熊野教育長。

（教育長 熊野昌昭君）

閲覧制限につきましては、本町ではかなり厳しいフィルターをかけておりますので、いろいろなサイトに自由に入っていけるというようなところはないと思っております。

ただ、タブレットは非常に強いフィルターをかけておりますけども、以前からあったパソコンのところは、あまり強いフィルターをかけておりませんので、そちらのほうから入ってしまうというところは少々見られたところもありますが、先生方のほうで規制をしていただいていると。子供たちが持っているタブレットのほうは、そういう心配はないというふうには感じております。

ただ、学校のほうから課題として上がってくるのは、SNS、自分の持っているスマートフォンでのLINEなどでの友達のトラブルというようなところがありますので、その辺りは、引き続き家庭と学校と協力しながら対応していきたいと思っております。

それから、デジタル教科書については、本校も全部ではありませんけども、算数（数学）、

英語を活用させていただいております。子供たちにとっても、画面で見られる、あるいは先生方についても画面で指導できる、そこに書き込みも自由にできるというようなことで、慣れてくれば非常に指導がしやすいというふうになろうかと思えますけども、そこまでのやっぱりリテラシーの問題があるのかなとは感じております。

アンケートを取ったところでは、各校とも半分以上、ほとんどの教員が使用しているというようなことで報告を受けているところであります。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

5 番 屋嶋雅一君。

(5 番議員 屋嶋雅一君)

冒頭に教育長のほうからもあったように、やはりこれからこういったインターネットというのは非常に大切なことであって、私たちみたいな昭和時代の人、なかなかまだ取つきづらいいところはあるんですが、やはりこれからというのは非常に大切なので、その辺、使い方とか、そういった現状、注意しなきゃならないところをよく話をさせていただいて、やはり本当にすばらしい利用、便利なツールというようなことで、教育のほうを継続してほしいと。

また、家庭のほうにも、そういった呼びかけも継続してほしいということでお願いしたいなと思っています。

G I G A スクールについては以上といたします。

次に、学校給食共同調理場、この広域化についてお伺いいたします。

教育長の答弁では、現実的ではないというようなことで、一言で言えば、そういった話でした。

ただ、その課題が幾つかあったと思います。学校栄養職員を1名以上配置しなければならない、適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できること、食育や地産地消推進、児童生徒の食物アレルギーの対応など、きめ細かな対応ができなくなるなどでした。しかし、今後、町の児童生徒の数は実際減り続けていきます。また、義務教育学校という今後進めていけば1校となってきます。

そういったことを考えていったときに、町単独での給食共同調理場というのは、やはり維持管理にかかる費用というのは、町にとって非常に負担となってくるものと思っています。そういったことも考えますと、先ほどの問題点、例えば学校栄養職員ということで町職員として1名か2名という形で、各学校のほうに配属できるように採用していくとか、また調理後2時間

というのに対しましても、例えば西置賜の中心部となったとしても、今現在1校になった場合、2時間以内に運搬というのは可能かなというふうにも思っておりますし、また広域になったとしても、食育、地産地消の推進というのは、これはどこでも同じことであって、やはり推し進めていけるものだと思いますし、やはり飯豊町のものも使用していただくということで、そういうのはどんどん進めていけると思います。

また、子供たちの食物アレルギーだったり、そういったことのきめ細やかなことにつきましても、各学校もあるわけで、なくなるわけじゃなくて栄養士さんとかも、そういった配備など様々な方法を考えれば、きめ細やかなそういったアレルギー対策等々も考えていけるんじゃないかなと思っています。

ただ、いずれにしても、私はすぐこれやってくれというわけじゃなくて、今後そういった義務教育学校になって、子供たちの児童数がもっと少なくなった場合、ほかの市町村も同じような現象になって、それで単独で給食調理場を設けるというのは、非常に大変だろうというようにときになったときも、中期的な考えで、ただそろそろ検討してはどうかという意味での話でしたので、その辺を踏まえながら、もう一度お伺いしたいと思っています。

(議長 菅野富士雄君)

熊野教育長。

(教育長 熊野昌昭君)

屋嶋議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

学校給食共同調理場の運営については、やっぱり非常な経費がかかるというのは認識しております。今後についてのお話というようなこともありましたので、そういう必要性もあるのかなとは感じております。

ただ、私の個人の考えではありますけども、給食、学校給食というのは、基本的には顔が見えるところで、子供たちの顔が見えるところで給食を作るとというのが、基本だろうと思っております。

西置賜地区内、東置賜地区内でも、自校給食という学校が結構あります。そうすると、今日の子供の様子はどうだったのかなという調理師さんが、子供たちを見て、次の給食の準備をすとかいうようなことで、きめ細やかな対応が可能になるのは自校給食だろうと。それはやっぱり範囲が狭いからという形で考えております。そうすると、自校給食ができないということであれば、町内の学校給食の共同調理場かなというふうには思っているところです。

現在、県職員の栄養教諭が1名、町のほうで勤めていただいておりますが、毎月、学校の先

生方に集まってもらって、献立の検討委員会をしていただくとか、あるいは学校に出向いて、朝の会に、子供たちに食育の対応をするとか、あるいは今、町でアレルギー対応が必要な子供が19名おりますけども、様々なアレルギーの物質に対して全て対応させていただいております。他市町では、ここまでアレルギーの対応に特化したというか、踏み込んだ対応ができていないとお聞きしますので、数が多くなればなるほど、アレルギーの対応にも困難を来すのかなというのを考えると、現状では顔の見える給食づくりというような形で行わせていただくのがベターかなと考えているところであります。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

5 番 屋嶋雅一君。

(5 番議員 屋嶋雅一君)

ただいま教育長から答弁あったように、やっぱり自校給食というのは、私たちが小学校のときそうだったと思います。やはり誰々にやればこのくらい食うからサービスしてもらったり、様々ないろんなそういった顔の見えるというのは、私も大変すばらしいことだと思いますが、今現在なかなかそういう例は、今後も難しいやっぱり内容なのかなと思っています。その辺もやっぱり加味していかなければならないとは重々理解はしておるわけですが、今後のことを考えたときには、検討の余地として何らかの形で他の広域として話を進めていただければなと思っています。

また、今現在の調理場については平成13年に改築しているようです。約25年ほど、それからたっているということもありますので、大分古くはなっている、改修はされておるにしても、そういうような状況にあるということで、やはり古くなれば、きめ細かな安全な給食の提供も難しくなってくるということも考えていただいて、検討していただければと思います。

それでは、その件につきましては以上にしたいと思っています。

それでは、町長のほうに答弁を求めたいと思いますが、最初のほうに財源確保ということ、財源確保ということで町長のほうから答弁をいただきました。私は今回の質問の中では、基本的にはどちらかというと歳出の無駄を排除していくというようなことでの提案のほうを、今日はちょっと言いたかったなと思いますが、せっかく答弁いただきましたので、その町長の答弁の中で、トップセールスをしていくというようなことがありました。

トップセールスというのは、やっぱりなかなか難しいものなんですよ。実際トップセールスをしていく上で大事なことというのは、まず飯豊町をよく知ってもらうと。これも何か一般

質問とかで出ていたと思うんですが、あとは応援したくなるなどと思ってもらえるような、そういったセールスというのが必要なのかなと思いますが、町長の言うトップセールスとは、具体的には言えるかどうか分かりませんが、ちょっとお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの屋嶋議員の再質問にお答えを申し上げます。

今回、いろいろ一般質問の中で飯豊町を知っていただくということが何回か出ていますけれども、やはり知らない方が多いというところで、飯豊町をいかに一人でも多くの方に知っていただくかという部分が大事かなと思っております。

何回も言っておりますけれども、飯が豊かなまちということで、その辺をキャッチフレーズに使いながらも、いろんな商品開発もそうですが、私自らが、例えば飯豊牛を持って、関東や関西のほうに行って、百貨店なんかで売り方をしながら、飯豊町のブースを設けて、飯豊町を知ってもらうようなコーナーを設けてやってみるですとか、あとはやはりふるさと納税という部分がありますけれども、ふるさと納税はインターネットサイトのほうに商品載せて、それを閲覧していただいてやってもらうわけですが、それだけじゃなくて、例えば東京駅なんかで、飯豊町の場所を頂きながらチラシを配ったりですとか、あと企業版ふるさと納税でありますと、やはり町のする事業を、何個か漫画でもいいので、メニュー表みたいなのを作りまして、A4とかで分かるようなものを作って、それを携えて私が自ら企業回りをして、ぜひこんなことをしたいので、賛同していただきたいなんていうことで企業を回って、飯豊町をPRしていくなんていうこともできるのかなということで考えておりますし、実際これをしないと多分、企業版ふるさと納税なんていうのは納税が上がらないと思いますし、飯豊町を知ってもらうためにも、やはりこっちから発信をしないと駄目だと思うので、そこを今年度ちょっとやっていきたいなと考えているところではございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

ただいまトップセールスの話をお伺いしました。やはりそのトップセールス、私も期待するところではあります。ただちょっと、ふるさと納税の件も出たようですが、これも一般質問の

中で、昨日辺りも出て、今日も出ていたかですが、やはり返礼品の開拓というのにも必要だと思います。

観光と合わせるということもありますが、やはり最近農業体験だったり、宿泊体験だったり、そういった体験型というのを返礼品にするケースもありますので、様々そういったことも踏まえて、トップセールスのほうに活用いただければと思っております。

また、これも本当は質問したかったんですが、お願いということでの話になりますが、町長のほうから、事業財源獲得のための政策研究会を立ち上げたとお伺いしました。やはり町民が望んでいる、そしてその課題解決につながる新たな事業の発掘のための財源確保というのは、期待したいなと思っておりますが、この研究会が、例えば職員の方々の逆に負担になったりとか、そういうことにならないようにだけしていただきながら、逆に本当にどれでもこれでも事業が全て、率もいいからとかと取り上げるのではなくて、それが本当に果たして町のため、町民のためになるかということも踏まえながら、効率のいい研究会であってほしいなと思っております。これについては、質問を先ほどしなかったんですが、次のほうに移りたいと思います。

それでは、公共施設の今後の対応について質問していきたいと思っております。

個別施設計画などで、私なりにちょっと調べさせていただきましたが、現在建設してから30年を超える町直営については約35施設あります。40年以上になると約18施設があるようです。これはもう解体しなければならない施設とか、使用継続する場合は、今後多額の修繕費がかかるというような建物になります。

そのうちの二、三施設は、もう既に大型改修が進んでいるというところもありますが、町長からは財政面から現状老朽施設の解体はできないと、維持管理の最低限の費用で対応しているという答弁がありました。

しかし、最低限の費用というものの全体的に毎年数百万円、私が調べると400万円とか、500万円とか、平均そのくらいかかっておるようです。そういったことの維持経費が算出されますし、今後、修繕が必要になるもの、また解体が必要になるという設備が、どんどん増えてくるといふ施設がそういった増えてくると考えられます。

現在厳しい状況というのは、本当に分かるんですけども、このままずるずると後回しにしていくと、この解体費用というのが本当に解体しなきゃならないとなったときに、もうどれもこれもだというふうに、予算それも全然ないということに陥ってくるという可能性も考えられますので、本当は解体すべきものは一つずつ少しずつ、毎年少しでもいいんで必ず進めていくという方法が必要ではないかと思いますが、その辺について町長からまたお伺いしたいと思いま

す。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの屋嶋議員の再質問にお答えを申し上げます。

答弁のほうにも申し上げましたけれども、令和4年度に本当は手ノ子の改善センターを改定するために実施設計をしましたが、やっぱりこの令和4年8月豪雨があつて着工ができなかったというところがあります。

やはり議員おっしゃるとおり、ちょっとずつ修繕しても結局トータルだと四、五百万円ぐらい年間、そういう施設にかかっているという中で、それが10年たてば4,000万円とかとなるわけなので、1個ずつ解体していったほうが効率はいいのかなとも思うところもあります。

ただ、やはり先ほど申し上げたとおり、解体に使える財源というのが本当になくて、やはり一般財源を投入して、事業債で9割、90%充当はありますけれども、1割一財の、後は償還金にも交付税がないということで、もう一般財源で公債費を賄うようなことが必要だということの中で、なかなか解体に踏み切れないというのが事実です。

そして、やはり子育て、教育、高齢者の支援等を考えますと、そういう中で、例えば1億円を解体費用で予算化したときに、町民の方に、誰も使っていない施設に1億円を本当にかけるのかというような議論も出るのかなと思っているところでございます。

ただ、やはりいずれ壊さなければいけないので、いつかそのしわ寄せが行くわけなので、計画、公共施設の計画もありますので、少し見直しもしながら解体をしていけるような財源、お金の予算の使い方をしたいなと思いますけれども、私が思うには、解体で使えるお金があるのであれば、それはやはり子育てや教育とか、高齢者の方とか、そちらのほうにちょっと向けたいなという思いもありますので、なかなか解体、解体を主とした予算組みというのが難しいかなというのが現実だと思っております。

ただ、今後、未来に送るだけなので、そこは少し考えていかなければと思っております。いろいろお知恵をお借りしたい部分ではございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

確かにそれは重々分かります。ただ、やはりこの解体を後に回せば、結局後でこれ以上、もっと苦しまなきゃならないというような状況が出てくるということは分かっておるんで、何らかの形で実施していかなきゃならないと思うんです。

例えば、やはり町だけ、行政だけでやるということじゃなく、やっぱりオール飯豊町、これだけのもう人数なんで、オール飯豊町ということで、本当に業者さんとか、様々な商店さん、業者さん、そういった企業家の方々の協力も得て、全員でちょっとバックアップしていくんだという、そういうことも考えていかなければならない時代には、時代というか、この飯豊町の状況を考えれば、そういったところまで町長が願うのか、誰か、どうなのか分かりませんが、そういったことも相談をしていくということも、必要になってくるのかなと思っています。

また、ほかに飯豊町には分館があります。飯豊町に約60か所の分館があるわけですが、その多くが結構老朽化しています。実際は分館となりますと、各地域のほうでやってくれということにはなると思うんですが、なかなかそういかないという状況で、何らかの少しでも、町からのそういった解体費用だったり、施設の整備費用だったりというのは、何らかの形で町からも少し考えていかなければならなくなってくるのではないかと思います。

その分館を、先ほど本当に結構30年以上たっている分館が結構、ほとんどありますので、各地域ではその辺も今度苦勞してくるところにありますので、それも念頭に置いていただきたいなと思っています。そのときの金額についても、大きく町のほうには負担がかかってくるであろうということで、これについてもちょっと質問はしなかったんですが、水道事業のほうにちょっと移させていただきます。

広域として、やはり飯豊町で、この水道事業というのはとても大切なことだと思います。昨日の町長の一般質問の中で、飯豊町の全ての水道管を更新基準年数で更新した場合、総額約105億円の費用が必要になると答弁されておりました。

やはり、ほかにも設備とか、施設の修繕や更新などを考えれば、もっと多額な費用がかかって必要になってくるのではないかと思います。こうしたことから、令和8年度は、ちょっと水道料金を値上げするというようなことではありますけども、ここで値上げしても、このままの状態ですと、また大変だという状況になるのが目に見えています。

そういったことも考えれば、やはり近隣市町から水道の購入なども、本当に早急に必要のことだと思いますので、再度考えをお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの屋嶋議員の再質問にお答えをいたします。

水道、おっしゃるとおり105億円ということで、改修費用がかかってくるということがあります。ただ、町としては、今災害があつて水道料金、水道がちょっと不安定な状況になっているというようなところもあります。

萩生の水源辺りも今持ってこられないような状況ですので、水がちょっと不安定な状況になっているというのが事実でございます。実際、町内の水源で賄えれば広域連携という部分はないかもしれないですけども、やはりなかなか厳しいというところがありますので、やはり広域的に水道事業、ほかの自治体もなかなか水道は大変だということが多いですので、やはりそういうほかの自治体とも連携して、同じ施設を使って維持管理をお互い負担しながらやっていけるのであれば、多分費用負担は少し軽くなっていくと思いますし、それがそのまま水道料金にはね返っていきますので、広域連携については、すぐ5年とかという話じゃないとは思いますが、やはり検討は本当にしていつて、近い将来、そのような形にも持っていく必要があるのかなとは思っています。

ただ、個人としては、飯豊の水、おいしい水もありますので、それを何とか使っていければ、それはそれでいいかなとは思っています。ただ、水道料金が上がるというのは、これは致し方ないという考えでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

やはり水道料金、今回の値上げについては、私も仕方ないのかなと考えています。ただ、今回この水道料金値上げという情報が出てから、特に白川の浄水場から供給されている方、家庭というか、そういうところからは、ちょっと苦情のほうが出ています。要するに、そういった差別というのはどうなのかというところだと思います。

実際、やはりこの水道水というのは、本来は全ての町民に対して、将来にわたって本当に安全でおいしい水というのを提供していくというのが基本路線だと思っています。

その辺、もう命に関わる水でありますので、とても大切なところ、これはやはり料金を上げるというときには、その差がないようなことが、本当は必要だと思っています。

現状は、かなり厳しいということもありますし、大平のほうの水源もこの状態であるという

ことは重々理解していますので、この辺も本当に値上げのときには説明をいただいて、いずれ考えた形で進んでいただければなと思っています。

あと、広域のところが1点あります。そこをお願いしたいのですが、12年のときに、本格運用を目指すということで広域の、こういった多分自動運転になるか、何かよく分かりませんが、話、答弁がありました。

飯豊町については電動モビリティ地域共創コンソーシアムというのが創立されているわけですが、最後にこの施設、設立されたここは、今回のこれには関係は全然ないのか。今回、何か何らかの関わりを持っていくのか、そこをお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

屋嶋議員の再質問にお答えを申し上げます。

令和12年から本格運用というのが、多分次期山形県の地域公共交通計画の中で話合いをしている、置賜病院を基軸とした公共交通機関の話だと思いますけれども、今現在、現段階でモビリティのコンソーシアムが関わっているというのはございません。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

質問は以上になりますが、やはりこのデマンド交通は、今現在、高齢者、また様々な方の足として飯豊町ではやっていますが、せっかくこのコンソーシアムが設立されています。ここも協力を得ながら、今一番、飯豊町の課題になっている、そういったところも一緒になって研究し、自動運転、飯豊町から他市町に、こういうこともできるんだよと訴えられるような、そんな町であってほしいと思いますので、ぜひ様々、先ほど言った公共設備も含めて、設備というか、施設なども含めて大変なところはある。やっぱり大変な現状ではありますので、ただ必要だということを念頭に入れながら、1年、毎年少しずつやっぱりやらないと大変だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、5番 屋嶋雅一君の一般質問は終わりました。

6 番 舟山政男君。

(6 番議員 舟山政男君)

6 番 舟山政男です。

この冬は大変な大雪となりました。町担当職員をはじめ、オペレーターの方はもちろんのこと、支えてくださった方々、関係者の皆さんに、早朝深夜から、町民、住民の足の確保に努めていただいたことに対しまして、心から感謝している一人であります。私は、今回最後の質問者となるわけですが、1 点だけ、飯地町花笠づくりの存続についてということで伺いたします。

本年 1 月、山形新聞の報道で、花笠を扱う企業が山形花笠まつりに使われる花笠の安定供給に向け、ベトナムの職人に委託していた試作品、材料はヤシの葉とタケノコの皮でできたものが完成し、3 月をめどに 1,500 個を確保する。今まで中津川、山形市、尾花沢市で栽培したスゲを材料に使っていたが、スゲの成長がよくない、ということと、担い手不足によるためとされております。

町は、飯豊町は中津川地区における花笠の生産について、この現状と今後の対応に向けて、どのように考えておられるのか、伺います。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまは、舟山政男議員より、連日の豪雪に関わる全ての方の対応に、ねぎらいの言葉をいただいたと思っております。大変ありがとうございます。

それでは、6 番 舟山議員の一般質問、飯豊町花笠づくりの存続についてお答え申し上げます。

山形花笠まつりで使用される花笠のほとんどが、中津川で制作されるスゲ笠であります。しかしながら、山形新聞に掲載されたとおり、スゲ笠を製作する方々が高齢化しており、担い手もなかなか育たない状況が続いております。

これは卸販売価格が安いことが原因の一つであると感じております。このような状況が続く、卸先業者の需要に応じた供給ができなくなっているのが現状であります。

なお、新聞報道では、スゲの生育不良による材料の確保が困難との記事が出ておりましたが、本町では十分育っており、材料の心配はないとの話を聞いております。

一方で、卸先業者では何とか花笠まつりを継続して開催するためには花笠が不可欠であり、

今後も祭りを盛り上げていくために、来年度の祭りで使用する花笠1,500個をベトナムに発注したとの報道につながっていると認識しております。

町としては、中津川の花笠生産組合や県と連携して、担い手確保につながるよう、すげ笠製作のワークショップを開催するなど、継続した取組を行ってまいります。中津川地区で脈々と受け継がれてきたスゲ笠づくりの伝統を絶やすことのないよう、技術の継承に向けた取組を今後も継続していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

(議長 菅野富士雄君)

6 番 舟山政男君。

(6 番議員 舟山政男君)

今回、私が一般質問をさせていただくその主眼とするところは、花笠づくり含め、ほかの品目もそうなんですけれども、所得をアップさせるということをお聞きしたいということであります。

花笠を個別に補填するということは、当然できることはあり得ないと理解しておりますが、全体としての支援はできないものかということを念頭に、その視点からの質問とさせていただきます。

昭和50年代、60年代で、中津川の花笠生産組合が生産していた最盛期になりますけれども、この頃は50人ほどおられたようです。それで年に1万個ぐらい生産があったと言われております。ですけれども、現状は編み方をする方、全てご婦人なんですけれども、76歳、77歳、78歳、それから87歳、そして最高齢の方に至っては97歳と、5人で編み方をしておられると。それと、杵を作る男性が高齢の男性が1人いるというふうになっております。

それで、先ほどの回答で、ワークショップ開催の点について触れておられたわけなんですけれども、これについてぜひ開いてほしいと思っております。生産組合の方も、どなたでもいいです、誰でもいいですから覚えていただいて、この伝統文化というものを残したいと言っておられるわけです。組合としましては、花笠だけではありません。新聞報道では、回し笠とか、あれは激しく使うものですから、通常ですとスゲで編んだやつは1年で駄目になるんだというような話であります。

ですけれども、輸入品は多分結構もつんじゃないかなという気はしますけれども、でも本当はスゲのほうが一番いいだろうと、これは皆さん、そのように理解しておられると思っております。

スゲの材料となる生産も大変なわけです。スゲは量的には1畝歩当たりから100個以上作れるほどの量が確保できるということなんですけれども、乾燥してそれから材料とするまでの段階が結構大変であって、これは編み方をするおのおののところで、ご自分で調達しておられると。足りない部分は、もう組合のほかにもスゲ田というものがあったりしますんで、当然、そちらのほうからも調達できるということで、一部報道にあったようなスゲの心配は要らないというようなお話のようであります。

ワークショップもイベントとしては一過性のもの、DMOですか、ああいったものも開催しておったりするようではございますけれども、仕事として本気で覚えていただくと、そういうワークショップを開催してほしいと願っているようなわけなんですけれども、これについてはどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの舟山議員の一般質問にお答えを申し上げます。

議員からもお話があったとおり、ワークショップということで、今年度開催をしております。テレビ報道なんかもありますけれども、アルカディア観光局さんのほうで、多分、商品として扱ったものだと思いますけれども、あれは山形、宮城、東京辺りから来ていただいて、1泊だったか、泊まりながら、笠編みを学んでいただいたというツアーだったかと思います。

やはり、ああいうツアーも本当に継続して行いながら、あれには多分生産組合の方にも出ていただいて、技を教えていただいたと思いますので、継続した取組をして、スゲ笠を作れる方を増やしていくということは、本当に必要だなと思っております。

先ほど議員もおっしゃいましたけれども、生産組合の方も、この技術は特段門外不出で出たくないというわけじゃなくて、もう本当に町内・町外関係なく、ぜひいろんな方に編んでもらって、この伝統を残してもらいたいというお声を聞いておりますので、そういうツアーが、その一助になったらいいなと思っているところでございます。

あとは、山形大学のほうにも花笠踊りのサークルがありまして、その踊り手さんを対象にスゲ笠づくりの体験を行ったという実績もございます。こちらについても、来年度以降も取り組んでいきたいということで、社会教育課のほうで予算取りをしながら、対応したいなと思っておりますので、いろいろ学ぶ機会を町のほうでも提供しながら、いろんな方に関わっていただいて、残していきたいなという考えは持っております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

6 番 舟山政男君。

(6 番議員 舟山政男君)

そういうイベントを開いて経済効果を求めていくということも、当然必要なことだと、それは理解できます。花笠はそう簡単に素人が 1 日 1 つ作れるような代物ではなくて、本職の方で頑張っても 1 日 1 個という状況であります。

ですから、ワークショップを開くとした場合、1 個の花笠を作るのに、最低 3 日はかかるだろうと。それを 3 回ほど繰り返せば何とか、一人前になるんじゃないかなという話であります。

現在は、花笠の売り単価というのは 1,100 円なんですね。これは笠 1 個 1,100 円であって、先ほどお話ししましたのをスゲから杵、あるいは糸、布、そういったものについては、1 個当たり 500 円ぐらいかかると言われている話です。ですから、実質のところは 600 円強という手取りのもうけとなります。

これが、どこの世界でも、米の世界でもそうなんでしょうけども、生産者から消費者までの間の流通段階で、それがどんどん、こういった形で付加価値が増えてくるのか、私は分かりませんけども、値段が高くなって行って 4,000 円近くなるという結果になっているんだろうと思っております。

ですから、一気にそれを上げるということはなかなか難しいとは思いますが、それでも組合の方は、伝統文化を残したいという形で頑張っておられるわけですし、その花笠だけでなく、ほかの昔の公家さんがかぶったような、ああいうお姫様が かぶったようなああいう笠も作ったりすることができるわけです。

そういった技術なんかも残したいと言っておりますので、ぜひ、そこらの窮状というか、大変なところを理解してもらってほしいなと考えているところであります。

そういったワークショップを開く場合、必要経費といいますか、それらも加味して認めていただいて、ぜひ開催をお願いしたいと考えているわけなんですけども、そういうことに対しては、ちょっと細かい数字を申し上げましたけども、再度そういったことも含めて、ワークショップをこれから本格的に取り組んでいきたいということについては、いかがお考えですか。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

舟山議員の再質問にお答えをいたします。

ワークショップなり、技術の伝承会みたいなことについては、やはり継続して積極的に取り組んでいきたいと思っておりますし、実際取り組んだ内容がありますので、ちょっと竹田社会教育課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長 (併) 町民総合センター所長 竹田辰秀君)

舟山議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度の10月に、先ほど町長が回答申し上げたとおり、うちの所管の分としましては、今回、山形大学のいわゆる花笠踊りの愛好会等々をターゲットとした花笠づくりの体験会というところで事業を実施しました。

そのときは、5名ほど参加いただいたという部分でありますけども、お話をお伺いすると、その大学内でも非常に人気が高く、最後は抽せんで5名まで絞ったということでお聞きしております。

受入れの部分でも、一遍に10人、20人と来られても指導することができないということもありまして、5名限定ということでさせていただいた経過がございます。丸2日間時間をかけて、杵づくりまでいきませんが、編み方をざりっと教えていただいたという日程であります。

自分たちが踊る笠を自分たちで作るというようなことをコンセプトに、体験会を実施したわけでありまして、ぜひ7年度もやりたいということで、広く声をかけたいということも言っております。先ほど町長答弁にあったとおり、その技の継承という部分が、地元でも、そこを大事にしたいということのお考えがありますので、そういった部分をお互いに一致するような部分で、絶やさぬよう町としてできる限りの支援はしていきたいと思っております。微力ながら講師料等々の予算の支援等も考えておりますので、できる範囲でやっていきたいと思っております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

6番 舟山政男君。

(6番議員 舟山政男君)

ワークショップの開催、今の山大の若い方も当然大切なんだろうけども、できればこの飯豊町の中、萩生、そういった全町の中から募集を呼びかけていただければなというふうにも考

えているところです。

よく文化という言葉の定義ということを経文化、文化と言いますけれども、この文化という言葉にも定義があるんだろうなと私は考えております。

私が好きな定義の一つに、動物の直截の行為を人類の恥として、それを評価したんです。つまり、人間の営みを体系化したもの、それが文化ではないかなと理解しているんですけども、そういった意味では、花笠づくりということも、花笠づくり文化と呼ぶことができるんじゃないかなと考えております。

それで、他県の話になりますけれども、富山県の高岡市、ここでは菅笠づくりの技術を、国の重要無形民俗文化財に認定されております。それで、2017年には伝統的工芸品にも指定されております。そういった意味で、中津川の花笠づくりというものをスゲ栽培も含めて、一つの文化財的扱いとして補助して残すといった考えというのは、いかがなものかなと思うんですけども、これについてどのようにお考えでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの舟山議員の再質問にお答えを申し上げます。

富山県の高岡市ということで、私も勉強不足で、すみません、知りませんでした。そういう無形文化財ということで残しているところがあるところがあるというのは、初めて知ったところでございます。

議員おっしゃるとおり、やはりスゲも中津川で生産を転作ということで、生産をしているようなところもありますので、生産から刈り取り、乾燥、そしてそれを材にして、笠までもっていくというような、本当に一連の流れを、今、中津川地区ではできているというような中で、それ自体を文化財とかというような名称なのか分かりませんが、その形を残していくというのは非常に大事なことだなと私は考えております。

今現在で、何かこう認定するような申請をするのですとか、登録に向けた動きというのは、特段まだ動きはありませんけれども、本当に生産組合の方ともお話をしながら、そういう要望というか、思いがあるのであれば、町として最大限できることはして、一緒に残していく努力をしていかなければいけないと思ったところでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

6番 舟山政男君。

(6番議員 舟山政男君)

これは、この動きですけれども、これは山形県のほうでも多分、強く町のほうから働きかけがあるということを待っているんじゃないかというふうにも推察できるわけなんです。ですから、県知事も笠が集まらないとなったときに、相当ハッパをかけた、集めろということで号令をかけたというような話もあったというようなことも聞いております。

ですから、そういった意味合いからも、強く県のほうに働きかけをしていていただきたいもんだなということを考えているんですけれども、再度、町長はこのことについてはどのようにお考えでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

舟山議員の再質問にお答えをいたします。

県のほうでもその声を待っているんじゃないかなんていう話も今あったわけでございますけれども、文化財担当の県のほうとも少し、所管課で連絡を取りながら、どのような対応ができるかどうかも含めて、ちょっと検討はさせていただきたいなと思ったところです。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

6番 舟山政男君。

(6番議員 舟山政男君)

関連としてお尋ねをしたいと思います。

飯豊町には、自然の恵みがいっぱいあります。それで、これを受けて、生かしていくことができるものがたくさんあると思っております。例えば、宇津峠なんか行くといっぱいあるんですけれども、クロモジ、香木なんですね、これ。こういったものであるとか、活用できるものがあります。

実際、現在事業化しているものとして、カエデでの樹液、これを活用したメープルシロップですか。これは煮詰めて糖度を高くして行って、メープルシロップということで売っているわけなんですけれども、これは、本場はカナダになっているというようなことも聞いていたりしております。

また、ほかにもツル細工やあるいは炭、飯豊町は白炭という、備長炭なんですけど、そうい

ったものがあります。これに木炭文化協会というものがあるんですが、これも存続を何とかしてほしいというようなことも言われている寂しい状況になっております。

そのほか、花木、あるいはハーブ茶、生産のことをやっておられる方もおります。その方にお聞きすると、何とか講習会を、外部から講師を呼んできて開きたいので、何とか応援していただけないものだろうかというような声もあります。

あるいは養蜂家なんかもおられます。ほかにもたくさん品物があると思っておるんですけれども、またこれから新たにそういった、そんなに大きいもんじゃないかもしれないけども、活用したものが出てくるかもしれない。そのような小さい生産者の声を吸い上げるということは、とても大切なことだと思っているんですけれども、このことについてどのように思われますか。お考えでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの舟山議員の再質問にお答えをいたします。

クロモジは宇津峠にあるんですか。ありますか。クロモジと出ましたので、ちょっとお話しさせていただきますけども、結構注目している業者さんがいっぱいまして、クロモジのお絞りなんていうのが、高級料亭でも使われているなんていう話を私は聞いたことがあります。実際、使わせてもらったんですけど、非常ににおいが強くて、高貴な香りがするすばらしいなと思ったんですが、それが飯豊町にあるというのを初めて知ったので、すみません、活用できたらなんては思いますけども。

あとは、メープルシロップ、これは中津川の方だと思いますけれども、それから炭、舟山議員も炭を焼いていらっしゃると思います。やはり様々すばらしい物を作っている方がたくさんいるという中は分かっております。ただ、議員おっしゃるとおり、個々の生産者の方であるものですから、なかなかお話をお伺いする機会が少ないというのは実感しておるところでございますので、ハーブのお茶で講習会をしたいけども、そういう講師の支援とかというのも、もしかしたらあるかもしれませんので、そういう生産者の方の声を聞けるような場が、多分今まであまりなかったのかななんていうのも感じたところなので、ぜひ私もそういう方の生の声を聞いて、いろいろ意見交換したいなと思いますので、そんな場を設けられるように、ちょっと取組をしたいなと思っております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

6番 舟山政男君。

(6番議員 舟山政男君)

本当に町長の力強い、ありがたいお言葉をお聞きいたしました。感心いたしました。時間もいっぱいあるからですけども、クロモジなんていうのは、京都のほうにあるようかんとか和菓子などのようじに、つまようじですか。あれなんかに高級料理だと思うんですけども、茶筒とかそういう茶会とかで使うもんだと思います。

そういった形での利用とかもされております。確かに、クロモジの話になりますけれど、福島在住の方が東北全県をクロモジの木を探して、どれが一番香水に合うのかということをも自分の鼻で確認して、残念ながら山形県ではなかったんですけども、福島のが一番いいということで、福島のクロモジの木を香水の材料として頑張っているというような話も聞いております。

またコブシの花であるとか、いっぱい山菜にしてしかり、いっぱい飯豊町は、そういった意味では恵まれていると思いますんで、ぜひそういった方の声を聞いていただきたいなと思うところであります。

昨日ですか、町民憲章を読みました。町民憲章には、希望ある町、文化のある町、生きがいのある町、活力のある町、魅力ある町云々とあるんですけども、ぜひ、そのように飯豊で育って、ここで生活できて頑張れてよかったと言えるように、小さいながらも、小さいところから、ぜひ手を加えていっていただければなと思っているところです。

ぜひ先ほど町長おっしゃられたんですけども、町長自ら足を運んでいくの、それは大変結構なんですけど、窓口なんかをそういった形での相談窓口になりますかね、そういったことを開設していただければ、ありがたいんじゃないかなとも思うんですけど、そういったことについてはいかがなものでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

舟山議員の再質問にお答えをいたします。

本当に私がもう直接行ってというのは、もちろんしたいなと思いますけども、やはり統括する窓口は必要かなとも思いましたので、それがどこなのかというところも含めながら、ちょっとお話をしてみて、気軽にそういう方にご相談いただけるような、ホットラインがつながるようなところを設けたいなという思いでおります。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

6 番 舟山政男君。

(6 番議員 舟山政男君)

ぜひ、これからもよろしくお願ひしたいと。お願ひというか、町当局にも頑張っていたきたいと思っているところであります。

以上で時間がありますけれども、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、6 番 舟山政男君の一般質問は終わりました。

これをもちまして、本日予定されました議事日程は全部終了いたしました。これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。 (午後 2 時 4 1 分 散会)